

30229

教科書文庫

3

810

32-1894

200030
1442

Kodak Gray Scale

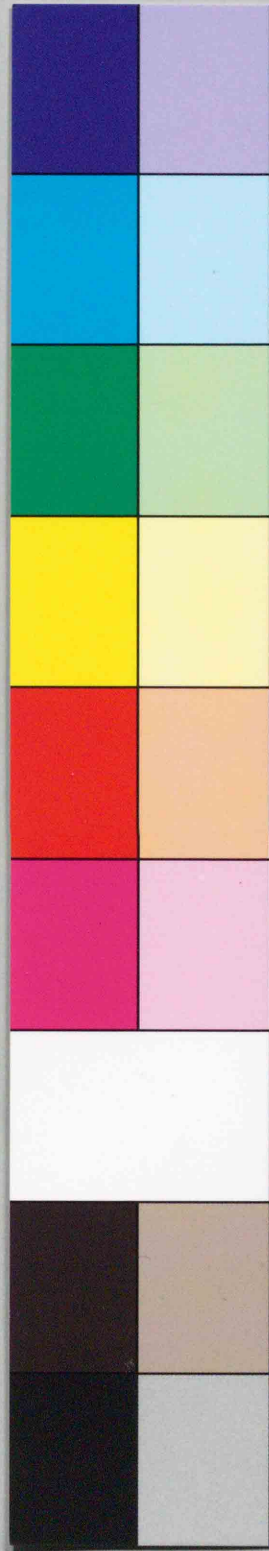
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



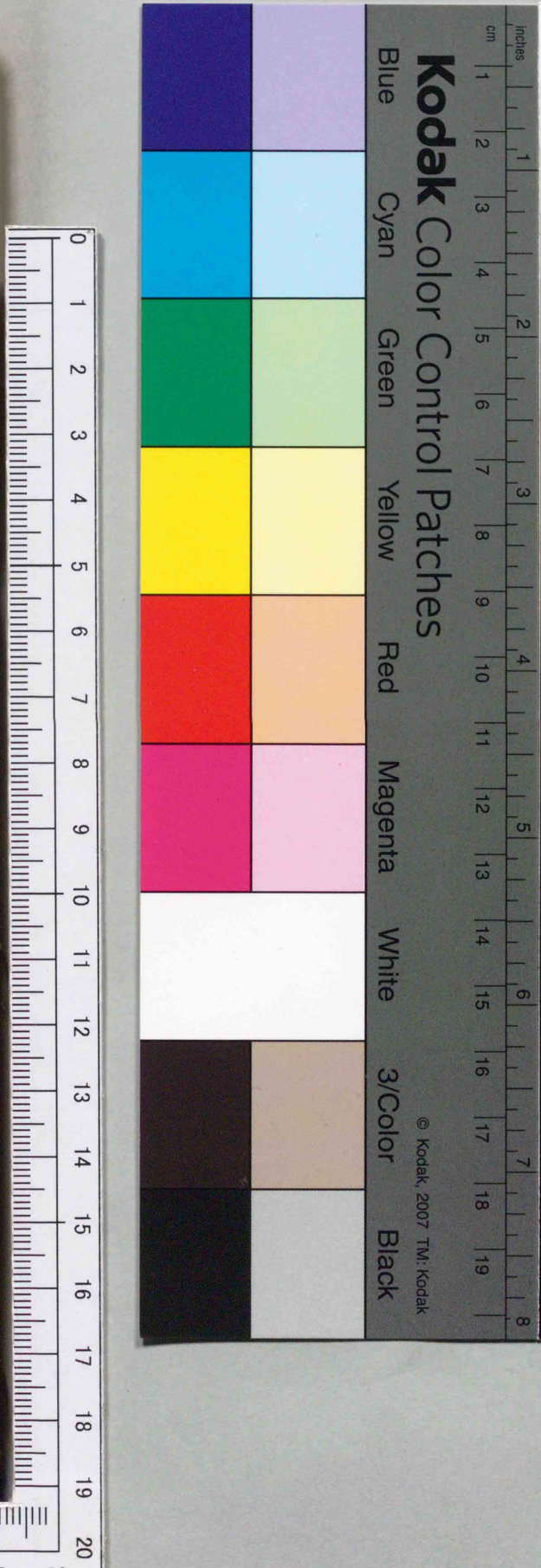
© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak



3759
Ni19
資料室



資料室

375.7
N119

廣島大學
圖書印



高等小學新讀本下篇第四卷

目次

第一章	義勇奉公
第二章	貨幣ノ沿革 (一)
第三章	貨幣ノ沿革 (二)
第四章	倫敦府ノ見物 (一)
第五章	倫敦府ノ見物 (二)
第六章	水素
第七章	君子ノ儒
第八章	夢遊仙境
第九章	祖先ノ遺風
第十章	立法
第十一章	英國風ノ家庭教育
第十二章	酸素
第十三章	斯道
第十四章	忠度ノ風流
第十五章	地球ノ歴史 (一)
第十六章	地球ノ歴史 (二)

高等

小學

新讀本

下篇第四卷
教育書專賣所發行

- 第十七章
- 第十八章
- 第十九章
- 第二十章
- 第二十一章
- 第二十二章
- 第二十三章
- 第二十四章
- 第二十五章
- 第二十六章
- 第二十七章
- 第二十八章
- 第二十九章
- 第三十章

地球の歴史の年數
 巴黎府
 行政
 郵便電信
 先哲の書簡 銀臺侯より松平越後守に答へし書
 畏き大御心
 協力及分業ノ利益
 食物消化ニ關スル衛生
 行政區劃
 先哲の手簡 室直清より新井君美に遣へし書
 關節及骨ニ關スル衛生
 少年ノ文學者
 太宰春臺の端嚴
 弘道館ノ記 原漢文

澤島大學圖書印

高等小學新讀本下篇第四卷

西村正三郎 編述

第一章 義勇奉公

勅語に「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と宣へり。抑緩急といふ緊急の事件生ずる時、下りて、一旦軍ある時をさきなり。義勇公に奉トといふ忠義を守り、勇氣を奮ひて、國の大事にあたり、身を捨て、國の爲に力を盡ををいふあり。この國の四面は海を廻らし、土地の小なれども、五穀よく登り、氣候また和にして、南方も極熱といふべからば、北方も寒氣堪へざるといふほどにあらざり、芳き草奇麗ある花、いたる處に生ひ、茂り、山川の景色麗しきもまた萬

國に勝きたり。されば、他の強き國々も、我を窺ひて、寸地尺土だも、掠め取らんと企るものなりと云ふべからず。然るも昔より他國の侮を受けざりて、二千五百年のこのよ、能くこの獨立を保つ、皆この國民の忠義と剛勇との氣象に富み、國を守る精神の確固として動かさざるに由るあり。昔弘安と云ふ年に、支那より十萬の兵攻め來り、この兵撃ち破りて、これを西海の藻屑と爲したると、全くこの先祖の忠義一途に身を委ねたをばなり。又文祿といふ年に、豊臣秀吉の兵を朝鮮に遣はして、其土地を踏み荒らし、彼國人の肝を取挫ぎ、皆これ等の先祖の勇あり義あるによりて、之を致せしあり。されば、我が國よ於て、古來我より彼を攻めたること度々あれども、いよいよ彼より侮を受けたる事とあらざるあり。是皆御歴代

の帝に於て、忠義剛勇の氣象を養ひ育て給ひしゆゑなり。今や明治の御世よ遇ひ奉り、太平の恩澤に浴をること、深く厚しといへども、天皇にあらせられて、治よ居て亂を忘れ給はざる大御心より、一旦緩急あらば、義勇公に奉ぜよと宣はせられたるの、誠に御先祖の御遺訓に従ひ、常よ忠義剛勇の氣象を養ひ育てんとすの思召あるべし。されば、これを等臣民たるもの、天皇の大御心の厚きに答へ奉らんが爲に、常々忠義と勇氣との心を養ひ、一旦この國に、不意の變事あらん日に、干と爲り、城と爲りて、共よ我が國を守らざるべからず。常よ如何なる物よりも貴く重き生命あれども、國の爲に、毛よりも軽くと思ふべし。又屍の積みて岡の如く、血の流れて、草木を漂せ如き危急ある際にも、君の御爲に、一歩たりとも、退くべからず。是此の臣

民たるもの、暫くも忘るべあらざる所あり。人々もいふの覺悟なくば、武具兵糧の山の如く、軍艦の海を蔽ふほどあるとも、決して頼むに足らざるあり。實に忠義剛勇の心の厚さと薄さとの、我が國の強弱にありたり。直に國の存をるか、亡ぶるかといふ大事にもあり、この事なれば、君等臣民が、この事のみに、一日片時も忘るまどき所あり。

天壤無窮の皇運といふ前も繰返して述べたるが如く、この天皇の、天地の初より、よづ君主と定まり給ひて、この國土を開き、人民を生じ給へる天祖天神の御正嫡にまかせ、この國土人民と共に、萬世萬々世に傳へまかせ、申すまでもなき事あり。されど天皇の御位のかく天地と共に、はどまりて、天地と共に窮りなきは、天皇常にその御位の光を墜させらんことを務

めさせ給ひ、人民よ、皆真心もて、之を守護しよめらせたればなり。之を如何よといふは、御代々の天皇の限りなき仁慈の御心を以て、民に臨み給ひ、その御位の光を墜させらんことを務めさせ給ひ、所以にして、これ等萬民の心を合せ力を戮せて、世々忠節をつくりたるは、之を守護しよめらせたるあり。さをば、この國體の精華を、四方の國々に輝かし、皇運の盛大あると旭日の上るが如く、外國人もこれを尊び敬ひて措ざるに至り、上下心を一にして、天皇の御位を守ること固むればあり。斯る次第なれば、亦これ等臣民をして、學問を修め、徳行を勵み、益この皇運を盛大ならしめよといふ、宣はせられたるあらん。

扶翼といふ二字とも、たをくといふ義にして、縦へ微賤のもの

といへども、亦皇運を助けて、守護せよとの畏き仰せを被りたる者へ、その榮譽の大あるふと、譬ふるに物ふか、かゝる榮譽を身に負ひたれば、骨を粉にし、身を碎きても、その大御心にお答へ奉らんとほるべし、され等臣民の本分にして、もくその心おければ、木石若くは鳥獸の類とやいふべらん。あへをぐへすも、深く且厚き思召を仰ぎ奉りて、日夜も勉強し、萬分の一たりともこれよ報いたてまつらば、て、やゝあるべき。

第二章 貨幣ノ沿革(一)

通貨ニ、金銀銅鐵ノ類ヲ用井始メタルハ、近代ノコトニシテ、古代ニ在リテハ、熊皮、牛皮ノ如キ毛皮類ヲ通貨トシテ用井、又牛馬ノ如キ畜類ヲ通貨トシテ用井タルコトモアリキ。殊ニ最普通ナルハ、貝殻ノ類ナリ。又穀物、茶、烟草、木綿、莞、鹽、蜂蜜、羽毛、釘、

石器、陶器、乾魚等ヲ通貨トシタルコトモアリキ。

然レドモ是等ノ物ヲ通貨トスレバ、其不便甚シキガ故ニ、後世ニ至リ、遂ニ金、銀、銅、鐵、鉛、亞鉛、錫、又ハ青銅、真鍮等ノ金屬ヲ用ルコト、爲レリ。金屬ノ中ニ於テモ、今日ハ金、銀、銅ノ三種ハ、特ニ多ク用キラル。然ルニ、近來銅トコッケルトノ合金、即白銅ヲ以テ通貨ヲ鑄ルコトヲ始メタルユエ、世上ノ貨幣ハ、又四種ノ金屬ヨリ成ルコト、爲レリ。

金屬ヲ以テ通貨ヲ造ルニ、其形狀種々アリ。今日世ニ行ハル、通貨ハ圓形ニシテ、縁ニ缺刻アリ。文字ヲ以テ價格ヲ表シ、種々ノ標記アリテ、容易ニ真贋ヲ辨ズベク、之ヲ使用スルニ甚便ナリ。然レドモ斯ク便利ナル貨幣ヲ使用シ得ルニ至リシハ、古來種々ノ工夫ヲ積ミタルニ由ル者ナレバ、宜シク貨幣ノ沿革ヲ

貳拾圓金貨



壹圓銀貨



五錢白銅貨



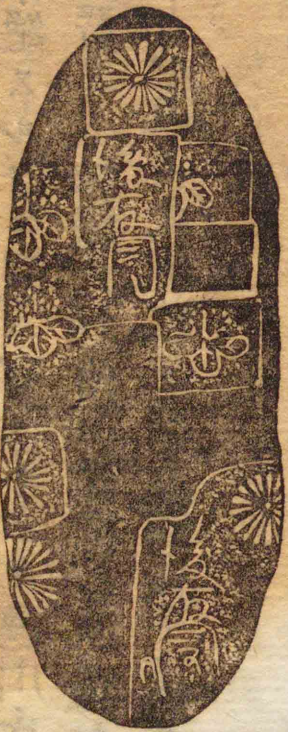
貳錢銅貨



探リテ其初ヲ思フベキナリ。各國ノ通貨ニハ種々ノ形狀ナル者アリ。長クシテ大ナルアリ。極メテ不規則ナル形ヲ為スモノアリ。或ハ橢圓ナルモノアリ。テ、毫モ一定セズ。然ルニ日本ノ通貨ハ古來多クハ圓形ニシテ中央ニ方孔ヲ有シタルハ、全ク支那ノ制ヲ模シタルモノニシテ、我ガ國民ノ自工夫シタルニハアラザル者ノ如シ。然レドモ支那ノ錢モ亦古代ニハ圓形ニ

アラザリシナリ。近古ニ行ハレタル貨幣ニシテ奇ナル形狀ヲ為ス者ハ、丁銀豆板銀等ナリ。茲ニ丁銀ノ圖ヲ示ス。其形長クシテ、恰海鼠ニ類セリ。又砂金ヲ以テ通貨トセシコトアリ。朝鮮ニ於テハ、今猶通用セリ。砂金ハ散亂シ易キユエ、之ヲ紙ニ包ミテ使用シ、或ハ竹ノ筒ニ入レ、栓ヲ施シタ

丁銀前面



同背面

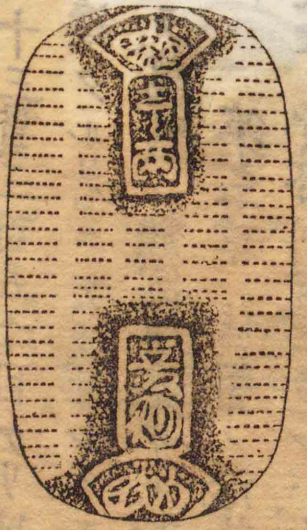


ルコトモアリ。或ハ懷中時計ニ似タルモノヲ造リテ、之ヲ入レタルコトモアリキ。今左ニ德川氏ノ貨幣制度ニ就キ、其沿革ヲ略説スベシ。

足利氏ノ末ニ當リ、天下大ニ亂レテ麻ノ如クナリシニ、豐臣秀吉之ヲ一統シ、德川氏ニ至リ、日本ノ國政始メテ一ニ歸シ、從テ貨幣モ亦一定シタリ。蓋秀吉ノトキ、既ニ之ヲ一定スル志アリシモ、遂ニ諸侯ノ私鑄ヲ禁絶スルコト能ハザリシナリ。德川氏之ヲ承ケ、大ニ私鑄ノ禁ヲ嚴ニシ、秘密ノ探偵ヲ諸國ニ派遣シ、金銀採掘ノ地ヲ發見スレバ、直ニ之ヲ收メテ直轄地ト爲セリ。

故ニ諸藩之ヲ恐レテ、金銀坑ニ土砂ヲ投ジテ、隱蔽スル者アルニ至レリ。是時ニ當テ、貨幣ノ制度ハ一定シテ、全ク諸藩ノ私鑄

ヲ止ムルコトヲ得タリ。然レドモ、其後ニ至リ、諸藩ニ銀札ノ發行ヲ許シ、殊ニ嘉永、安政以後ハ、德川氏ノ政綱漸亂レ、各藩ノ私鑄再盛ニ行ハレタリ。



慶長小判



德川氏ガ慶長年間ニ定メタル貨幣ハ即慶長ノ大判ト小判トニシテ、小判ヲ以テ本位トセリ。之ヲ一兩ト云フ。其量目ハ四匁七分六厘ニシテ、千分中ニ金八百五十六、九ト、銀百四十二、五ト、其他ノ混和物〇、六ヲ含有セリ。現今ノ新金貨ニ改算スレバ、十圓六錢四二ニ當レリ。即略英國金貨ノ本位タル、磅ノ

二倍ノ價直ヲ有セリ。蓋世界中金貨ノ本位ノ最大ナル者ト云フベシ。

徳川氏ノ貨幣中ニハ實ニ古今絶無ト稱スベキ大貨幣アリ。即法馬金法馬銀ト稱スルモノニシテ、戰時ノ準備トシテ鑄タルモノナリト云フ。百中八十ノ鈍金二十ノ混合物ヲ含有シ、重サ四十三貫三百五十目アリ。此法馬金銀ハ、固ヨリ民間流通ノ爲ニ鑄タル者ニアラザレドモ、亦一種特別ノ貨幣ト見ルベキ者ニテ、萬國ニ類例ヲ見ザル所ナリ。

第三章 貨幣ノ沿革 (二)

慶長ノ貨幣制度ニヨレバ、小判ノ外ニ、銀貨アリ。即前ニ述べタル丁銀及豆板銀等ニシテ、其大小一定セズ、量目ノ多少ニヨリテ、其價直ヲ異ニセリ。當時ノ制ニヨレバ、小判一兩ヲ以テ銀六十

造鑄年三十永寛



造鑄年八文寛



匁ニ代ヘタリ。即金一ニツキ、銀十二餘ニアタル。又金銀ノ外ニ、銅錢ヲ用キ、小貿易ノ便ニ供セリ。其錢ハ、即永樂通寶ニシテ、原來支那ノ錢ナレドモ、足利氏ノ時、頗ニ之ヲ輸入シ、遂ニ我が國ノ貨幣ト爲リシ者ナリ。然レドモ、外國ノ貨幣ヲ用キルハ、國體ヲ損スル嫌アルヲ

以テ、慶長十一年ニ至リ、慶長通寶ト云フ銅錢ヲ鑄テ、永樂通寶ノ通用ヲ禁ジタレドモ、永樂通寶ハ、人民之ヲ便トシテ、其後モ、尚世ニ行ハレタリ。寛永十三年ニ至リ、土居利勝ヲシテ、新錢ノ鑄造ヲ管督セシム、之ヲ寛永通寶ト爲ス。其後寛文中復寛永ノ新錢ヲ鑄タリ。此錢漸勢力ヲ得テ、始テ永樂錢ヲシテ跡ヲ絶タシムルコトヲ得タリ。

然レドモ、其初二ハ、人民尚永樂錢ヲ喜ビタルコトハ、當時永樂錢一貫文ヲ以テ小判一兩ニ換ヘ、寛永錢四貫文ヲ以テ、小判一兩ニ換ヘタルコトアルニヨリテ知ルベシ。永樂錢モ、寛永錢モ、共ニ四貫文ヲ以テ金一兩ニ換フルニ至ルマデニハ、頗歲月ヲ費シタリ。

故ニ徳川政府ノ初、ハ、金、銀、銅、三貨ノ通用交換ノ割合ハ、金一兩ニ付キ、銀六十匁、銅四貫文ナリシナリ。此制度ハ、其後久シク亂ル、コトナク、商賈之ニ安ジタリシガ、凡九十年ヲ經テ、元禄ニ至リ、時ノ將軍綱吉奢侈ヲ極メ、財政甚困難ナリシカバ、勘定奉行萩原直秀ト云フ者、議ヲ建テ、曰ク、全國ノ金銀ハ、既ニ掘リ盡シタレバ、貨幣ノ數量ヲ増スベキニアラズ。故ニ今貨幣ノ數ヲ増サント欲セバ、慶長ノ貨幣ヲ毀テ、雜金ヲ混ジテ之ヲ改鑄

シ、以テ其數ヲ多クスルニ若クハナシト。或ル人之ニ答テ、此ノ如クセバ、物價騰貴シ、下民必困難セント云ヒシニ、直秀又之ニ答テ曰ク、貨幣ハ畢竟政府ノ極印アルニヨリテ、通用スル者ナレバ、瓦礫ヲ用キルト雖、妨ゲズ。清國ニ於テハ、紙ヲ以テ貨幣トナス例アリ。況ヤ金ニ加フルニ雜金ヲ以テスルモ、何ノ害力之アラント。蓋直秀ハ、實貨ト代表貨トノ別ヲ知り、代表貨ハ必シモ實貨ニ均シキ價直ヲ有スルヲ要セズトノ理ヲ知りタレドモ、貨幣流通ノ額ヲ増加スレバ、從テ物價ニ變動ヲ來スコトヲ知ラザリシナラン。故ニ其議行ハレテ、貨幣ヲ改鑄シタル後ハ、果シテ物價昂騰シテ、人民大ニ之ニ苦メリ。元禄ノ小判ハ、今日ノ金貨ニ改算スレバ、六圓八十六錢五七ナリ。後寶永ニ至リ、再改鑄シテ更ニ其質ヲ粗惡ニシ、今日ノ貨幣ニ改算スレバ、五圓十

五錢五六ノ價ヲ有スルニ過ギズ。幕府コノ粗惡ノ貨幣ヲ以テ、強テ良質小判ト交換セントシタルガ故ニ、人民ハ其損害ヲ受ケンコトヲ恐レ、良質ノ金貨ハ、全ク隠レテ世ニ出デザルニ至レリ。何トナレバ、僅ニ五圓ノ價直アル小判ヲ以テ實地十圓ノ小判ト交換セシメントスルハ、固ヨリ正理ニ合セザレバナリ。

元禄寶永ニ貨幣ノ制度一タビ壞レテヨリ、財政ノ困難ヲ感スル毎ニ、品質ヲ粗惡ニシ、安政ノ新小判ニ至リテハ、實價僅ニ一圓三十錢ト爲レリ。綱吉ノ孫吉宗ニ至リテ、大ニ幣政ノ亂レタルヲ悲ミ、之ヲ慶長ノ舊ニ復セント欲シ、享保小判ヲ鑄テ世ニ布ケリ。此小判ハ慶長小判ヨリモ、品質ノ善ナル者ナリ。此事ハ從來學者ノ美政トシテ、賞賛セシ所ナレドモ、其結果ハ、又經濟

上ノ變動ヲ來タシ、物價日ニ下落シテ、商賣ノ不景氣ヲ呼ビ起シ、人心安ゼザルヨリ、僅ニ二十年ヲ經テ、又元文小判ト云フモノヲ出スニ至レリ。此小判ハ、今ノ新金貨ニ改算スレバ、五圓七十五錢八九ニ當ルモノナリ。其後ニ出デタル文政小判ハ、五圓七二錢九二ニ當リ、次ニ出デタル天保小判ハ、四圓三十六錢六二ニ當リ、安政ノ舊小判ハ三圓五十錢五一ニシテ、安政新小判ハ、今ノ一圓三十錢四三ニ當レリ。是ニ至リ、金貨ノ粗惡ハ、其極點ニ達シテ、改鑄ノコト全ク止ミ、一轉シテ紙幣發行ノ説トナレリ。即幕府ノ末ニ當リ、小栗上野介ノ如キハ、大ニ紙幣ヲ發行シ、軍艦兵器ヲ整ヘ、以テ諸藩ヲ抑制シ、各藩ヲ廢シ、幕府一統ノ政治ヲ布カント謀リシガ、時勢俄ニ變ジテ、幕府ノ大政ヲ奉還スルニ至リ、朝廷ニ於テハ、太政官札ヲ發行セリ。爾來數次紙幣

ノ改彫ヲ行ヒテ以テ今日ニ至レリ。

徳川氏ノ時ニ鑄タル貨幣ハ幾許ナリシカト云フニ慶長六年ヨリ元禄八年ニ至ルマデ九十餘年間ニ金銀座ニ於テ鑄造シタル金銀貨ハ小判一分判ノ總數一千四百七十二萬七千五百兩ニシテ之ヲ今ノ新金貨ニ改算スレバ一億五千百二萬五千七百十三圓餘ナリ。此外ニ丁銀百二十萬貫アリテ金銀合セテ今ノ新金貨ニ改算スレバ三億五千萬圓左右ナリ。即現時政府發行ノ紙幣日本銀行ノ兌換券國立銀行ノ紙幣ヲ合計シタル總額ノ二倍餘ニ當レリ。今日ハ商賣工業ノ繁昌昔日ノ比ニアラザルニ通貨ノ却テ古ヨリ少キハ異ムベキニ似タレドモ徳川氏ノ時ニハ各藩獨立シテ交通ノ便惡シク且人民ハ貨幣ヲ密藏スル風アリシユエ貨幣ノ流通甚少ク從テ多額ノ貨

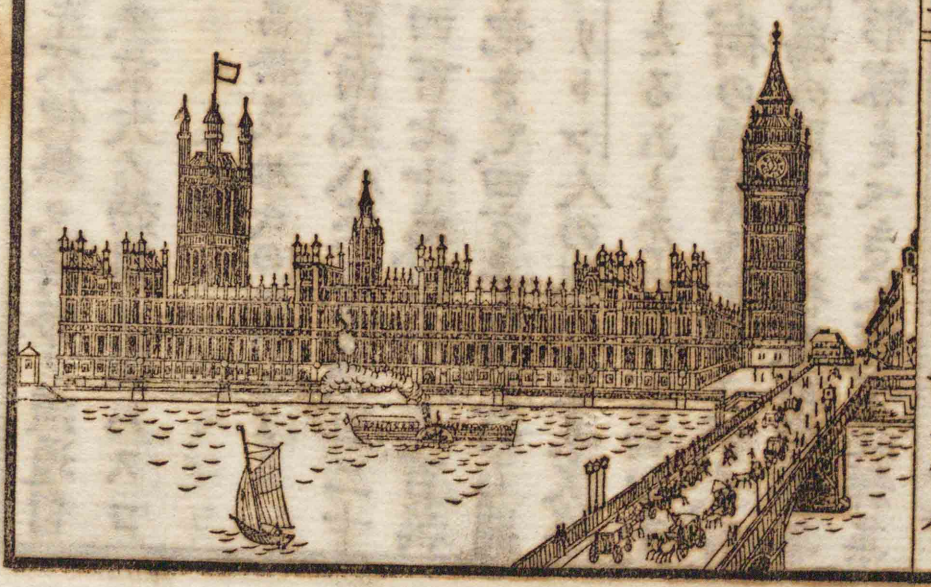
幣ヲ要シタレドモ今日ハ昔日ノ如キ不便無ク貨幣ノ流通自在ナルガ故ニ能ク最少ノ貨幣ヲ以テ最大ノ効用ヲ顯ハスコトヲ得ルニヨルナリ。

第四章 倫敦府の見物 (一) 高橋義雄氏の紀行よる

倫敦ハ天下の大都あり。東西十四英里、南北八英里、地積百二十二英方里、戸數ハ七十五萬軒、人口ハ四百七十萬程、おく五百萬に上るなるべし。府ハテムス河を抱きて、四方平坦に打ち開き、往昔羅馬軍渡來の前より既にブリトン人の部落あり。次第次第繁昌して、今の大都會を成したるおとをれば一萬四千五百の町數、横斜屈曲に入り亂れて、街の幅員も割合よ狭く、府の中央より稍東に當れる商業中心場の周邊ハ、往來の群集甚しく、肩摩、駁撃をぞ申す言葉よて、形容をべきに非ず。此群集

の中に入りて、其人壁を穿ち去るハ、パナマ運河を掘り抜くの難きも喩ふべく、地下の鐵道ハ、人家の底を縦横し、地上の鐵道ハ、其上を走り、屋上の鐵道ハ、又その上を駈け廻る。左れば、府内の混雜なる處より、一英里四方より三百餘英里の線路ありて、地上に地下に、其往來人を運送し、千五百輛の乗合馬車ハ、一年中に合計千六百萬里を走りて、凡五千萬の人數を乗せ、キャ

英國下院ノ圖



ブと稱する二輪の馬車ハ、其數一萬二千輛にして、馬丁四萬五千、馬三萬頭を使用せんと云へり。大仕掛なる哉、倫敦府、余ハ、入府以來、既ハ兩三日を経るまゝに、自地圖を案トて、日本の公使館、領事館等を訪ひたれども、折々方角を間違へて、不經濟と知りつゝも、例のキャブの御厄介と爲る處と多く、其盤の目なり、のニユーヨーク市街を往來するやうなる工合ハ、參らぬが、不規則なる倫敦府の常にして、未大體の見物をも爲さざる處に、曾て長く日本に在り、英國商人ストロースと云へる人の、當時倫敦滞在中、東道の主人とあるべしとの事あり。夫ハ何より仕合なりとて、兼て約したる時刻より、同氏の事務所に赴きたり。此人ハ、日本語の名人にして、如何なる言葉も、知らばと云ふ事あり。余ハ上座に延かきて、

余「大さう手廣い事務所ですナ。」

ストロース「茲ハフエンチャーチと云ふ處で、是のら日本領事館のゐる、ビシヨップスゲート、夫からロムバート街あたりハ倫敦の中央東部と申して、商賣の中心です。大坂や神戸でハ、商賣取引の中心に、商賣人の家族が住んで居て、銀行の合壁から、飯を焚く烟が颯びりまはすが、此邊でハ、おんな大きな家を幾個にも仕切つて、一棟の内に、五軒も六軒も、事務局ばかりを置くのです。此近處よ、鍋釜を置いて、飯を焚くものの、御座いませぬ。夫だのら、事務局が、一ツ所に集つて、電話機を掛けたり、金錢を持ち運んだりするのふ、大さう都合が好いのです。」

余「さやう、商賣の中心ハ、事務局ばかりにして、家内眷族を住

ませぬやうにしてあげればならぬ。日本でも、市區改正をする者ハ、此考を持たふべきばかりまはまい。處で、此事務所ハ、二室で、家賃ハ何程

ストロース「一年三百磅で、是のら、一箇月が二十五磅で、日本の金よければ、ざつと百七十圓をかりですナ。茲ハ二階だから、高いのです、四階の五階から、さう高くハありません。二階が四階より高いとい、妙でせう。」

余「夫から、御案内を願ひませう。」

と云へば、ストロースハ「打首肯き、ブラッシ」を取り出して、外套の塵を拂ひ、筒袖の先きよて、絹帽子を二三度撫で、余の低き帽子を被るを見て、おあたハ高いのをか買ひなさい、紳士の位が下がりまは、左様から参りませうと先きに立ちて、街道よ

出で、人込の中を潜り抜けて行くこと五六町にして、遙の向ふに、一大橋あるは、是あん名に逢ふ倫敦橋あり。橋の手前より左ふ折れて、十間ばかり引込みたる處、大なる圓石塔の立ちたるは、即大火紀念碑あり。余の嘗て英國史を讀みて、千六百六十六年九月倫敦に大火あり、三日三夜火滅せず、寺院八十九人家一萬三千を延焼して、光燭四十英里外に達せり、云々の條を僅に記憶したりしが、今此大火紀念碑の前に來りて、忽歴史上の事實に思ひ當り、彼の大火の倫敦橋近傍の麩包屋から起つたので、紀念碑を麩包屋の跡に建たと云ふ、成る程高いものなり。ストロース君、何フイートあらう、何ふ二百ニフイートあると、成る程と、頗に感心し、ストロースの後を隨ひて、塔の入口の處に廻り、銘々三錢宛を拂ひて、夫より塔内に進み入れ

ぐるぐる螺旋形を成りたる段階子を登る趣向にて、項上に達したる處に、四方一間通り、鐵欄を張り出し、是より一目に倫敦を見下さしむるふとあり。

ストロースの脊が高く、顔立も立派にして、鼻下に嚴めしき鬚さへあり。見掛の申分あき人なれども、物を言ひ出を時をりくどもりてせき込むくせあり。右の鐵欄に上るや否、巍然として西の方に兀立したる、圓き大伽藍を指さして、あれがセントポールですとせき込みて叫ぶふぞ、余の先づ目を此伽藍に注ぎて、夫より南の方を見下し、豆人寸車が蟻のどんぐり參りを見る。倫敦橋の此方より、小蒸汽船が立田の紅葉を散らす、テムムスの廣き流れに沿ひて、次第に見上ぐる。遙の向ふに、尖塔の一層高く聳ゆるあり、彼の何塔ありやとストロースも問へば、答へて國會議

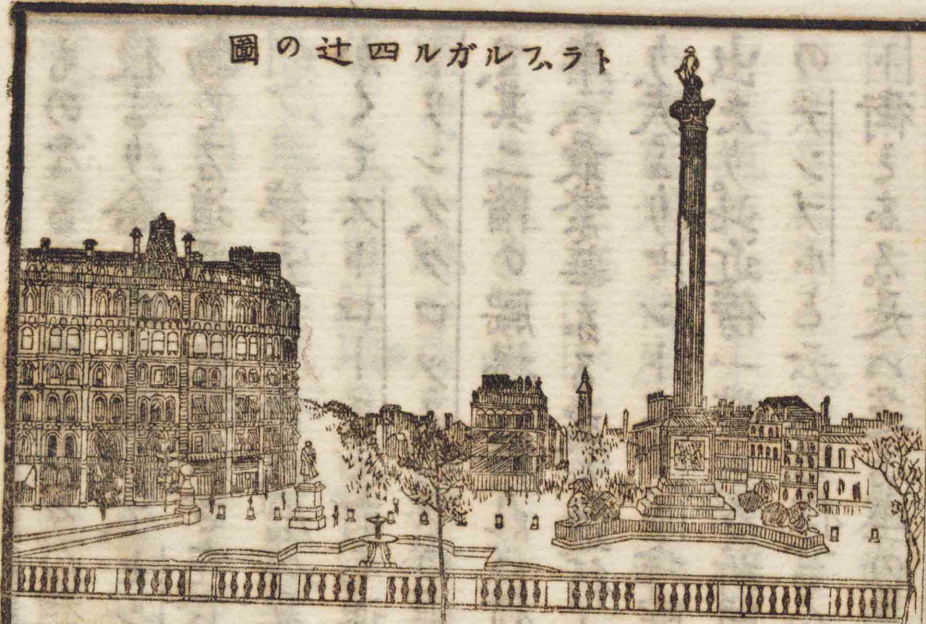
院ありと云ふ。夫より東南の方に廻りて、古城めきたる者の目先きにあるの何物ならんと思ふ處ふ、年頃二十四五と覺ばしき、純粹山出の一婦人のストロースの手を引き張りて、彼の倫敦塔で御座りまほか、と問ひ掛くるを聞きて、余の成る程彼の昔王后アンを始めとして、多くの人を刑ふ處、殘酷な事をした處をるか、と獨り首肯きて、其下手に引き續く、無數の船渠を眺め居たり。抑倫敦と云へる都府の無類煙深き場所にして、今日此頃の快晴にも、少く程遠き所を望めば、紗窓を隔て、春の山を覗くと一般、黯然として見え分らず。此黯然の景色の内にも、夏の朝の筍の如く、突き立ちたる、數限りもなき寺の塔の、流石頭だけ眼前に現われ、杜牧之の所謂、南朝四百八十寺、多少樓臺煙雨中と云へる句も、思へば境に觸れて出來たる

ものなるべし、と種々の想像を畫き居る處に、ストロースの後より余の肩を敲きて、セントポールの塔を目當に、是より見物する道順を示し、いざ左らばとて、共々塔を下りたり。

第五章 倫敦府の見物(二)

かくてストロースと打ち連れ立ちて、倫敦橋の下に至り、チャリングクロス行きの乗合馬車を取り、細き階子を傳はりて、其二階の腰掛に倚れ、行く行く街の見物に妙あり。扱此馬車の最繁華ある處を通行する者にて、先英蘭銀行の角に至り、夫よりセントポール寺院の傍を廻りて、ストランド街に出たり。此近傍一帯の、各新聞社の巢窟にて、是より裁判所と例のテンプルと云へる、代人養成所を通り過ぐれば、即フリート街とある。是の芝居座の巢窟あり。斯くて程なく、トフフハル

ラトフルガル四辻の圖



ガルの四辻に着れば、ネルソンの像の巍然として雲に聳ゆる記念碑の上より立てり。此四辻より馬車を下り、夫より左手に歩み行けば、右手に洪大なる官省ありて、樞密院、文部省、内務、大藏等の諸政局、皆此館中に集まり。又其次に、同様の大建築あるは、即諸官吏の官宅にして、之に對する左の側には、昔より有名なる、ホワイト館、並に秘密探偵局なるスコットランドヤード

ド等あり。左見右視するがら、真直に行きて、國會議院の前に出でたり。議院の手前より虹の如く、テムス河に懸りたるは、即ウエスト、ミンスタア橋にして、世界第一幅の廣き橋なり。橋上より議院を望めば、亭々たる龍閣、漫々たる江水、枕みて、遙にセントドーマス病院と相對する其雄壯比ぶるに物あり。夫より更に引返して、ウエストミンスタア、アベールの側を通り、セント、ゼームス公園より、新ボンド街に出でたる頃、午後二時を少し過ぎたり。ストロースの喉の乾きたる様子にて、談がどもり始めたれば、共々茶店にて、午飯を喫し、夫よりピカテールと云ふ大通りより出で、西より向て、二十分をかり歩みて、ハイド公園の入口より着せり。門を潜りて園内に入れば、右手の鐵柵の近所より、柵に沿ひて、鬱金香を始め種々の草花を美事に裁る附

け、花の五月の時候をまじ、今を盛りと咲き出でたる、其うつく
しき言をん方あり。此鬱金香の青き莖に猩々緋の瓣が通例よ
て、花の形の杯の如し。扱此花畑より、左よ向ひ、青々たる芝生の
廣々と開きたる、其中に、馬車道、人道、馬乗り場、孰も鐵柵にて
區劃を立て、凡倫敦季節の間、贅澤ふる家族の夫婦、子女、或は
朋友打ち連れて、立派ふ出で立ちたる馬車に乗り、花を見るに
や、見らるゝにや、午後二時頃より、五時頃まで、此園中を往復を
るにぞ、馬車道兩側の見物人の、長き置き椅子に、腰打ち掛けて、
其行列を見物する、遙の向ふの芝生に、近衛兵ふやあらんず
らん、赤き軍服にて調練する、又其近傍の馬場にて、遺却珊瑚
鞭、白馬騎不行、ふと云へる、金衣の公子の、男装高帽子の貴婦人
と、鑣を駢べて駢け廻る春の景色の様々あり。余は、ストロ

ースと連れ立ちて、路傍の椅子に腰を掛け、馬車の飾りの巧拙
ふと評し居る、其時ストロースの

あれ御覽せよ。此處らに駢け廻る馬の尾は、三寸ばかり本
を残し、ぶつつりと切つて御座いませう。元々の馬の尾を
切つたの、貴族達の、兎獵りをする時、乗つて居る馬の尾
が、よりく、生垣に引掛るので、夫で切つたので、今で
は尾を切るの、高家の馬の目標のやうに為つたのです。
尤尾を切る代り、ハ、虻や蠅の防禦法は立て、やるでせ
うけれども、兎に角迷惑あの、馬でせう。

余成る程、さう云へば、ニューヨークの第五廣路あたりでも、
時々尾を切つた馬を見掛けたが、共和國の人でも、金が出
來ると、妙に貴族風の出ると見える。

と語り合ふ折柄、ストロースの、ヤツと叫んで、二三歩前の方に
駆け出し、今も西の方に向て走せ去りたる馬車の後影を見
送りながら腰掛に復して、

あれは私の母です、向側に乗つて居たのが、二番目の妹で
す。近々嫁入りするので其前に油畫を畫かせよう。今開
いて居るロヤル、アカデミーの繪畫共進會に出て居りま
す。千磅取らせたいさうです。今度の能く氣を附けて、御覽を
さい、引返して参りませうから。

言未畢らざるに、右の馬車の、果して徐々と引返して來れり。スト
ロースの帽子を取りて、二三度振り、一二間進み出で挨拶をせ
ば、母と妹の箱馬車より、此方を見かへりて、笑ひながら過ぎ去
りたり。

余「英國の母親の氣丈と云ふか、冷淡と云ふか、君の公園
の腰掛位よ休んで居る其前を、黒塗り二頭立の馬車で、平
氣な顔でお通りなされるの、日本の母親にては出來ない事
では」

ストロース「私の酒を飲むので、母さんも、私に構て下さりませぬ
時にどうです、倫敦の、」

余「馬鹿よ大きくて、一句も出ない、倫敦やあ、倫敦や、倫敦や、
位の者が、」

ストロース「松島やの作換へですか。」

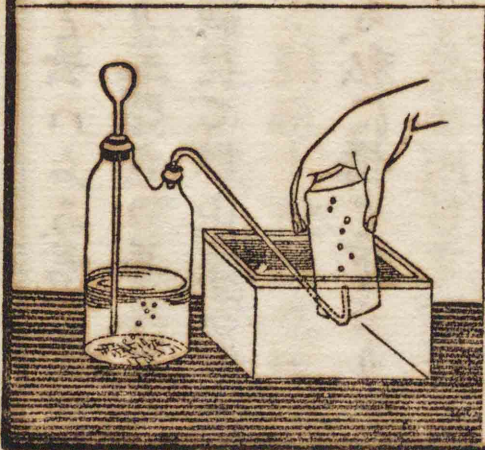
第六章 水素

水素ハ、酸素ト同ジク色モナク、臭モナク、味モナキ瓦斯體ニシ
テ、諸物體中、最輕キモノナリ之ヲ製スルニハ、種々ノ方法アリ



ト雖上圖ノ如ク、ソデユムノ小片ヲ、小ナル金屬網ニ包ミ、之ヲ水中ニ挿入スルトキハ、水素ハ游離シテ出ヅルガ故ニ、水ヲ滿テタル玻璃管ヲ倒ニシテ、其上ニ被ラストキハ、水素ハ水ヲ排シテ管中ニ入ルベシ

又下ノ圖ニ示スガ如ク、亞鉛ノ碎片少許ヲ取り之ヲ玻璃壘ニ入レ、其漏斗管ヨリ稀硫酸ヲ注入スルトキハ、水素ハ游離シテ、曲管ヨリ通過シ、聚氣槽ノ水中ヲ經テ、壘中ニ集ルベシ此際ニ於テハ、最初三四分間ニ出デ來レルモノハ、悉ク之ヲ捨テ



サルベカラズ。何トナレバ、水素ト空氣ト混ジタルモノニ火ヲ點ズレバ、烈シキ破裂ヲ為シテ、人ヲ突傷スルコト多キガ故ニ、務メテ空氣ノ混合ヲ防グコトヲ要スレバナリ。水素ノ性質ヲ試験スルニ種々ノ方法アリ、玻璃壘ノ口ノ稍厚キモノニ、水素ヲ充テ、其口ヲ下方ニ向ケテ、空氣中ニ飛散スル憂ナカラシメ、其中ニ火ヲ點ジタル蠟燭ヲ差シ入ル、トキハ、水素ハ、瓶ノ口ニ於テ燃ユレドモ、瓶内ニ入リタル蠟燭ノ火ハ、忽消滅ス。

又亞鉛ノ碎片ヲ、玻璃壘ニ入レ、一方ノ口ニハ、漏斗管ヲ挿入シ、一方ニハ、直管ノ一端細ク尖レルモノヲ挿入スルコト、左圖ノ如クニシテ、漏斗管ヨリ稀硫酸ヲ注入シ、三四分時ヲ過グルトキハ、水素ハ游離シテ、直管ノ尖端ヨリ上ルガ故ニ、之ニ火ヲ點ズ



レバ、無色ノ焰ヲ發シテ燃エ、其熱甚強シ。若乾キタルゴツ。フヲ以テ、斜ニ火焰ヲ掩フトキハ、水素ハ空氣中ノ酸素ト化合シテ、水トナリゴツ。フノ内面ニ露滴ト為リテ附着ス。

又水素ニ容ト酸素一容トヲ混合シテ、之ヲ膀胱ニ入レ、其口ヲ緊シク縛リテ、或一所ニ針ヲ刺シ、燭火ヲ針ノ孔ニ接スルトキハ、轟然トシテ大破裂ヲ為ス。是此二元素ノ化合シテ水ヲ生ズル際ニ起ル變動ナリ。此試驗ハ極メテ危険ナレバ、之ヲ行フニハ、廣キ室ヲ擇ビ、燭火ヲ長竿ノ端ニ附ケ、遠所ヨリ點着セザルベカラズ。

水素ハ、極メテ輕キガ故ニ、之ヲ薄キゴム球ニ充タシメ、其口ヲ緊シク縛リテ、空中ニ放テバ、高ク飛揚ス。故ニ往時ハ此瓦斯ヲ

以テ輕氣球ヲ作レリ。

問答

水素ハ如何ナル元素ナリヤ。水素ヲ得ル試驗ノ一二

例ヲ舉ゲヨ。水素ト酸素トヲ化合セシメテ水ト為ス試驗ヲ語レ。

第七章 君子ノ儒

池田光政ハ備前ノ國主ナリ、年五歳ノトキ、始テ徳川家康ニ見ユ。家康手親ヲ刀ヲ執リテ之ニ賜ヒ、其背ヲ撫シテ曰ク、輝政ノ孫ナリ、吾日ニ其生長ヲ望ムト、光政拜シテ刀ヲ受ケ、拔キテ之ヲ視ル。家康驚キ、為ニ欄ヲ執リ、之ヲ室ニ納ム。光政既ニ退キテ後、家康左右ニ謂テ曰ク、眼彩電發ス、必常人ニアラズト。八歳ニシテ封ヲ襲ク。一夜寢ニ就キテ眠ラズ。侍臣之ヲ問ヘドモ應ヘズ。後之ニ謂テ曰ク、予父祖ノ靈ニ藉リ、幼ニシテ大國ヲ併有ス。

因テ念フニ、何ヲ為テ國民ヲ教養スルヲ得ント、晝思ヒ夜慮リ、心ヲ焦シ意ヲ刻シ、食ヒテ味ヲ甘セズ、寢ネテ席ヲ安セズ、昨儒官ノ論語ヲ講ズルヲ聞キ、始テ君子ノ儒ト為リ、以テ國民ヲ教養スルニ足ルヲ悟リ、然ル後心定リ、始テ熟眠スルヲ得タリト。時二年十四ナリキ。光政京都ノ所司代、板倉勝重ヲ見テ、國ヲ治ムルコトヲ問フ。勝重辭シテ曰ク、老夫ハ只閭閻ノ獄訟ヲ治ムルノミ、何ゾ治國ノ道ヲ知ラント、光政曰ク、君京ニ尹トシ、聲跡アリ、必先務アルベシ、之ヲ請ヒ問フト。勝重曰ク、民ヲ治ムルハ、寛ヲ以テス、譬ヘバ猶方盒ニ豉ヲ貯ヘ、圓杓之ヲ平ニスル如シト、光政聞テ久クシテ曰ク、四隅餘リアルヲ奈何ント、勝重曰ク、老夫多ク智謀ノ士ヲ見タリ、而レドモ未少年ニシテ思フ經世ニ潜ムルコト、君ガ如キ者ヲ見ザリキ。因テ意フニ、君ノ明敏ナ

ル、必四隅整飾シ、棋枰劃野ノ如キヲ欲スルナラム、國ヲ治ムルニハ、寛ヲ以テスルヲ望ム、然ラザレバ民服セザルベシト。光政夙ニ濟世ノ志アリ、寛永九年、封ヲ備前ニ徙サル、乃英傑ヲ得テ、政ニ任ゼント欲シ、旁ク諸ヲ四方ニ求ム、近江ノ中江藤樹、道德高シト聞キ、禮ヲ厚クシ之ヲ聘セシニ、藤樹病ヲ謝シテ就カズ。其子及諸弟子ヲシテ仕ヘシム。光政渴仰益甚シ、遙ニ弟子ト稱シ、音問相望メリ。江戸ニ赴クゴトニ、來往ニハ、大津驛ニ宿シ、人ヲシテ之ヲ邀ヘシメ、經義及時務ヲ問ヘリ。藤樹死スルニ及ビ、神主ヲ設ケ、親ラ之ヲ祭レリ。光政熊澤了介ノ逸才アルヲ識リ、聘シテ隊伍士長ト為シ、遂ニ擢テ政ニ參セシメ、邑三千石ヲ賜フ。了介既ニ登用セラレ、誠ヲ推シテ國ニ奉ジ、知テ言ハザルコトナク、化ヲ敷キ、民ヲ安ズルヲ以テ務ト為シ、久遠ノ計ヲ為シテ、近功

小利ヲ求メズ。凡八年ヲ經テ、國富ミ政治レリ。光政モ亦意ヲ銳クシテ、庶政ヲ經綸シ、孝悌力田ノ民ヲ察シ、賜フニ貨財穀帛ヲ以テシ、獎勵怠ルコトナカリシカバ、民德一新シ、淳厚風ヲ成セリ。童子ノ伊勢ニ如キ、神廟ニ謁セントスル者アリ、或人諸ニ途ニ逢ヒ、其居ヲ問ヒシニ、曰ク備前ナリト。其人戲テ曰ク汝ハ偽ナリ、備音ニ非ズト。童子哂テ曰ク詐偽ヲ以テ人ヲ欺クハ備人皆之ヲ恥ヅ、且國ノ大禁ナリト。又女子ノ姫路ニ婢ト爲ル者アリシガ、其疾メルトキ、主人善ク之ヲ視シニ、女子將ニ去ラントスルニ臨ミ、銀ヲ主人ニ呈シテ曰ク薄以テ寸情ヲ表スト。主人之ヲ受ケザリシニ、女子泣テ曰ク妾家ニアルトキ、常ニ熊澤公ノ教ヲ聞クニ、恩ヲ受ケテ報イザルハ人ニアラズト云ヘリト。主人感歎シ、乃之ヲ受ケタリ。光政身ヲ居ク清約ニシテ、非衣粗

食スレドモ、美ヲ禮服ニ盡シ、祖先ノ宅兆ヲ築キ、家康ノ廟ヲ興スニハ、皆莊嚴ヲ致シ、一二禮制ニ據レリ。其他溝洫ヲ修メ、堤防ヲ築クガ如キ、事ノ人民ニ便ナル者ハ、萬金ト雖、其費ヲ問ハズ。承應三年大水アリ、民居墮壞シ、或ハ流没セリ。光政倉廩ヲ發キテ、之ヲ賑ハシタレドモ、尚國中ニ洽カラズ。依テ幕府ニ乞ヒ、黃金四萬兩ヲ借り、有司ヲシテ封内ヲ巡行セシメ、民舍ニ入り、之ヲ審視シ、金錢米穀ヲ與ヘ、家臣及市民ノ災ニ罹ル者ニモ、亦皆賑給ヲ加ヘタリ。丐兒ノ岡山ニ入ル者ハ、廬舍ヲ設ケ、粥ヲ爲リ、之ヲ食ハシム。封内是ニ由テ安堵セリ。光政固ヨリ僧侶ノ美衣玉食シテ、財ヲ蠹シ、民ヲ惑ハスコトヲ惡ミ、國中ノ僧尼ノ庸猥ナル者ヲ沙汰シ、諸ヲ俗ニ還サント欲シ、令ヲ發シテ淫祠ヲ廢シ、殊ニ祀典ニ載スル者ニツキテ、新ニ宮祠ヲ興シテ、之ヲ崇奉

シ俗ノ奢侈ニ趨キ、禮儀行ハレ難キヲ憂ヒ、衆士ヲ會シ之ヲ諭スニ、辭意懇到ナリ。常ニ君子ノ儒ヲ以テ自居リ、政事繁劇ノ中ニアリト雖、手ニ卷ヲ釋カズ。嘗テ喪亂ノ久シキ、教學頽廢シ、人ノ道ヲ知ラザルコトヲ慨キ、新ニ學校ヲ建テ、子弟ヲ教ヘ、六藝武技ノ當ニ講習スベキ者ハ、皆教ヘザルコトナシ。學規ヲ立テ、壁ニ記シ、親士風ヲ獎勵ス。故ニ邑閭モ亦師ヲ寘キ、農隙ニ子弟ヲ教育セリ。後又別ニ學校ヲ閑谷ニ興シ、大ニ聖廟ヲ建テタリ。曾テ聖人ノ治法ヲ觀ント欲シ、井田ヲ和氣郡中ニ作り、親臨ミテ稼穡ヲ勸メ、社倉法ニ倣ヒ、米ニ萬石ヲ出シ、之ヲ民ニ貸シ、小息ヲ取り、窮民ヲ救ヘリ。光政資性沈着ニシテ急ニ臨ミテ驚カズ。嘗テ郡邑ヲ行リ、途中ニ蜂ノ大房ヲ結ブヲ見テ、杖ニテ之ヲ撃チ破リシニ、數百ノ蜂亂飛シテ、嚙ヒ邇クベカラズ。從者辟易

シテ走レドモ、光政ハ泰然トシテ亂蜂中ニ立ち、色ヲ正シテ曰ク、汝等寸蜂ヲ見ルモ、猶君ヲ遺レテ逃ル、設シ尺劍ニ逢ハ、其之ヲ奈何セント。其江戸ニ航セシトキ、夜颶風ニ遇ヒ、船殆將ニ覆没セントシ、從者皆病メリ、光政獨夷然トシテ端坐シ、徐ニ船奉行ニ命ジテ曰ク、死生命アリ、當ニ心氣ヲ和平ニシ、水手ヲ指麾スベシト。嘗テ儒臣ヲシテ孝經爭臣ノ章ヲ講ゼシメ、因テ家老以下ニ謂テ曰ク、卿等能ク斯ニ熟思シ、予違ハ、汝等宜シク諫ムベシト。某下坐ニアリ、進テ曰ク、公ノ言此ニ及ビシハ、國家永久ノ兆ナリ、然ルニ公大ニ嚴威アリ、眼光爛トシテ人ヲ射ル、此ノ如クナレバ、孰カ敢テ顔ヲ犯シテ之ヲ諫メンヤ、公先顔色ヲ和ケ、諫士ヲ賞セバ、言路開ケント。光政其讜言ヲ嘉ス。一日某ニ謂テ曰ク、予近日幸ニ大過ナシト、某對テ曰ク、君自以テ過ナシ

トナス、是臣ノ惡ム所ナリト、光政勃然トシテ色ヲ作シ内ニ入
 レリ。某退キテ翌日朝セズ、光政因テ召シ見テ相飲ミ心ニ介ス
 ルコトナシ。又某ニ謂テ曰ク、汝京師ニ居ル何ノ奇事カアルト、
 某對テ曰ク、近日善ク京極黃門ノ書ヲ摹スル者アリ、大ニ真偽
 ヲ淆ル、其價真ト同ジ、大ニ彼都人士ヲ欺ケリ、憎ムベキノ甚シ
 キナリト。光政之ヲ聞テ曰ク、是固ヨリ憎ムベシ。然レドモ未人
 ノ國家ヲ害スルニ至ラズ。夫ノ奸臣佞士智ヲ賣リ人ヲ欺キ、以
 テ爵禄ヲ竊ムガ如キハ、是即偽賢者ナリ。卒ニ利ロヲ以テ邦家
 ヲ覆スニ至ル、世間憎ムベキ、焉ヨリ大ナルハ莫シ、吾常ニ我ガ
 國モ亦此ノ如キ者アラフコトヲ恐ル、ナリト。

字解

必先務アルベシ 平生ヨリ念ヲ入レテ心掛ケ
 フク事柄ガ有ルベシトナリ

第八章 夢遊仙境 關田文集

錦あすもみぢを、めよのけて、山路を往れば、とある木かげに
 棋をかたむ翁あり。えーらぬ、まさをれど、かちまけふ、心あしと
 見ゆる、のいみどくおぼえて、見をる間さ、やのある駒にのり
 て、來をる人、やがて其こまを、たぐりこのみのおとくして、ふとこ
 ろよび。又水あき空より、鯉にまがかりて、くだるもあり。月の
 うちの桂なり、つとにこて、さし出たもあり。見きくおと、みあは
 やしとおもふよ、ひとり翁かの世にとひけらく、いまい、たど
 きをほりするや、おたふらく、いやりき身、手のやつこ、あし
 乗との心あろく、出入るにたれて、先追ひて行かひ、たすかき
 いた、いあふ御身所せく、おはし、まさんと、いたち、まいて、勢ひ
 たなく、世を政ごちたまふ、さりの御心ぐる、さをやさは、富
 をほりるや、いそく、富はまふとにね、おはし、きことふ、をめれ

ぞ林よ巢くふ鳥も一枝に過ぎず、流ふ水のむけものも腹にみ
 つるに過ぎぎ。むの蜀の嚴君平をん、成都の市にトを賣てあ
 りーがうま車、いそぐき衣を具へて、仕へを勧る人ふむかひて、
 いまーい、いそぐき衣を具へて、日も足らば、日にも、のぜよ
 を得て用ゐる所をーらば、それい、あまりありて、いまーい、た
 らず、といひらんぐごと、たのふほどを志せば、衣の暑き寒きに
 かあふふ足り、をーもの、飢ざるに足り、一つきの酒思ひをや
 るにたーい、又何をかねるもん、た、かの隣のほかげを、たのみ
 て、ふみをよふ、よもの壁のま、たつをうれへぬ、かーあき人らふ
 の、おようぶ、のうさる、さみ、さの、齡い、いかふ、いそぐ、今七そぢに、
 せまりて、だ、ううら、やから、と、おひー人も、先だち、さうぐ
 ーさをおもへば、た、ひと、り、いく、の、齡を、たもちて、妻子ら

みあうせもて、ぼらぬ人の中に老さらば、ひて、立まどりなん、
 うたてかるべ、たどひ七世のうまご、ありとも、あつあひかね
 て、うれたくかも、れん、かあーき、あとの限あ、め、あも、鶴のち
 とせ、あげろふの、ゆふべをまたぬも、生る限、い、なるなり、終
 るにのぞみて、い、ひと、かるべし、あくに、い、あ、翁わらひて、
 誠よ、あり、さらば、吾輩の數に入らんと、い、おも、も、や、衣をつ
 けざれど、寒、う、を、い、ものせ、ざれど、う、あ、ず、とも、い、と、こ
 ーつに伴、あひ命の限を、い、か、みと、おのれ、衿を、止、て、つ、あ、秦
 漢の帝たちも、人、は、よの、ありとあること、に、たり、み、ちて、さ、て
 仙を、のみ、ね、ぎ、た、ま、か、さ、を、ど、つ、ひ、よ、と、げ、ず、唐の帝の月の都
 に、の、ぼ、り、給、ひ、も、^{オウケ}妖人の、て、だ、て、なる、べく、ま、お、との、み、ち、い、大
 の、この、お、と、みて、得、べき、にも、あ、ら、ば、老、たる、身、の、か、けて、も、おも

高等

下篇

四七 教育書專賣所

ひあくべきか、費長房も、其たこあひみりて、中ぞらありし、
とさく、中々に人わらひと、いさす。曇鸞法師の觀經を見て、
とと志を、あふためらき、いふありかりそめの世の、あり
そめの世のまに、心をやほめ、人のたくみを用ゐぬ、花月雪
の、あめのたまものを樂み、身のほどくの、終るべきよ、をは
らんか。あど、うさると思へば、木の葉を誘ふ、あらしに、夢さめ
て、づま戸、あひらき、それば、ねぐらを、いづる、むらからほのか
げかの、仙人の、飛、あんとあん、覺えぬ。

字解 つとにこて 花ニトテ即ミヤゲ 老さらばひて 年ヲ取リテ

コト、サラボヒトハ原來雨露ニサラ かげろふ 微小ナル あけても
サレテ骨ノミトナルコトヲ云フ 昆虫ノ名
曾テ又ハ豫 中ぞら 心ニ惑ヒテ をしもの 食物ノ
ネテノ意 頂天ナルコト

第九章 祖先の遺風

抑至善至美ある、我々の國體を織り成し來れる、御歷代天皇の
御教の厚く至れる、依ること固より論を待たざれども、又一
に、いさ等の先祖が、忠孝の風俗を固く守れるによるものな
り。これ等の先祖が、善き風俗を遺し、いさ決して我々の
みの為にあらで、尚永く萬世萬々世に傳へて、いさの子孫を
て、共にその恩澤に浴せしめんとてあるべし。されば、いさ等も、
あの善き風俗を守りて、之を子孫萬世に傳へ、永く先祖の恵を
受けしむべきことを務めざるべからず。然れども、先祖より受
けたるものを、その儘よて子孫に傳ふる、いさ、これ等の義
務をつくりたりと云ひ、いさ、善きが上にも、更に善あらん、
とを務め、忠孝なるが上にも、更に忠孝のあらざるを深からし
めて、いさ、始めてこれ等の務めを盡したるものといはれ、是と

れ等の一の先祖の恩義を報ゆる務めにして、一のよき子孫に
 残すべき恵といふべし。さるを假初も、先祖が數千年來刻苦
 勉強して造りおせるこの國體と風俗とを、聊たりとも傷くる
 が如きものあらんは、是不忠不義の甚きものなれば、これ等
 の鼓を鳴らして大ふその罪を責むべきなり。實にこの國體と
 風俗とを永く千萬世に傳へ守らんといふべき等臣民の心ひ
 とつみあるべし。如何なる明鏡ありとも、久しくして磨のされ
 ば、遂に曇りて影を寫さざるに至らん。も一人の心にして腐敗
 したらんは、何によりてか、國體の精華あるを望まん。されば、
 明鏡の鮮明あるが上にも、愈磨きて、寶たる本體を失ふべから
 ず。國體もよき精華あるが上にも、益光輝を添へて、萬國に秀で
 たる實をあらたまらざるべからず。これ等常に之を心とあり

て、上の忠義の臣とあり、下の先祖の造りなせる風俗を能く守
 るべき、孝子孝孫とならんとは、是れを等現時のもの、義務
 といふべきあり。勅語に是ノ如キハ獨朕ガ忠良ノ臣民タルノ
 ミナラズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と宣へる
 は、是事あらんとし、推察し奉るなり。

第十章 立法

畏クモ天皇ニハ、歴代聖主ノ遺績ヲ承ケ、時勢變遷ノ運ヲ察シ
 サセ賜ヒ、吾等臣民ニ、國ノ立法ニ參與スベキ權利ヲ與ヘサセ
 給ヒツルコトハ、既ニ説ケル所ナルガ、一國ノ廣キ、臣民ノ衆キ、
 之ヲ一堂ノ中ニ集メ、衆民ヲシテ皆其意見ヲ陳述セシムルガ
 如キハ、到底望ムベキコトニアラズ。故ニ簡單ナル組織ヲ設ケ
 テ、民心ノ歸向スル所ヲ發表スベキ方法ナカルベカラズ。是即

帝國議會ノ設アル所以ナリ。帝國議會ハ貴族院衆議院ノ二部ヨリ成レリ。

帝國議會ハ唯立法ニ參與スル權アルノミナラズ、併セテ間接ニ法律ノ施行ヲ監視スベキ任ヲ負擔シ、帝國憲法及議院法ニ據リ、左ノ四權利ヲ承認セラル。

一 請願ヲ受クル權

二 上奏及建議ノ權

三 議員政府ニ質問シ辨明ヲ求ムル權

四 財政ヲ監督スル權

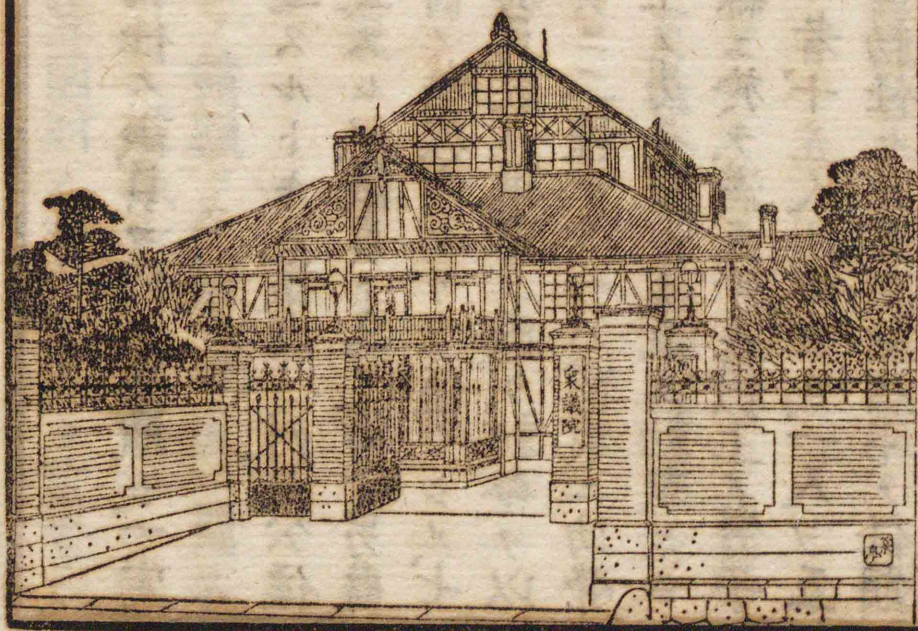
故ニ議會ハ、人民ヨリ出ヅル種々ノ請願ヲ受理シ、施政ニ關スル意見ヲ至尊ニ上奏シ、若クハ政府ニ建議シ、政務ノ方略ニ就キ、政府ニ質問シテ、其辨明ヲ求め、且國財ノ支出收入ヲ監督シ

テ、其非法ヲ正スコトヲ得ルナリ。

貴族院 貴族院ハ皇族華族及勅任ノ議員ヲ以テ組織シ、一定ノ員數ナシ。

皇族ノ男子ハ成年即二十歳ニ達スルトキハ議席ニ列シ、公侯爵ヲ有スル華族ハ二十五歳ニ達スレバ、議員ト爲リ、伯子男爵ハ、其滿二十五歳ニ達シタル同爵ノ華族中ヨリ互選セシメ、七年間ノ任期ヲ以テ議員ト爲ル。其員數ハ選舉ニ際シ、勅命ヲ以テ指定セラル、ナリ。勅選ノ議員ニ二種アリ。一ハ國家ニ功勞アリ、又ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ、直ニ勅選ニヨリテ、終身議員タル者。一ハ各府縣ニ於テ、滿三十歳以上ノ男子ニシテ、多額ノ直接國稅ヲ納ムル者、十五人ノ中ヨリ、一人ヲ互選セシメ、其選ニ當リシ者ハ、更ニ勅任セラレテ、七ヶ年ノ任期

ヲ以テ議員ト爲ル者はナリ。
 衆議院 衆議院ハ一般ノ衆庶
 ガ公選シタル議員ヲ以テ組織
 スル者ニシテ、人民ノ代表人ナレ
 バ、此等議員ノ言行ハ即人民ノ
 言行ナリ。此等議員ノ參與シテ
 制定シタル法律規則ハ即人民
 自之ニ參與シタルニ同シ。衆議
 院ノ議員ハ斯ク重キ負擔アル
 者ナレバ、之ガ選舉ハ最鄭重ニ
 セザルベカラズ。故ニ衆議院議
 員選舉法ト云フ法律ニ於テ、其



注意スベキ要點ヲ明示セリ。

北海道、沖繩縣、及小笠原島ヲ除キ、日本全國ヲ二百五十七區
 劃シ、之ヲ選舉區ト稱シ、各選舉區ヨリ、一名或ハ二名ノ議員ヲ
 舉ゲ、總テ三百名ヲ選出ス。選舉區ハ主トシテ人口ニ基キテ區
 劃シタル者ニシテ、凡人口十二萬八千餘ニ於テ一人ヲ出ス比
 例ナリ。其北海道以下ヲ除キタルハ、未内地ト同様ナル狀態ニ
 進歩セザルヲ以テ、姑ク之ヲ省キタルナリ。

選舉人タルヲ得ベキ者ノ資格ハ、第一、日本臣民ノ男子ニシテ
 年齡滿二十五歲以上ノ者タルベク、第二、其府縣内ニ本籍ヲ定
 メテ住居シ、仍引續キ住居スル者タルベク、第三、其府縣内ニ於
 テ、直接國稅十五圓以上ヲ納メ、仍引續キ納ムル者タルベシ。被
 選人ノ資格ハ、略選舉人ノ資格ニ同シケレドモ、其年齡ハ滿三

常に子女と同行して問ふ所ある毎に之に答へ例へば公園を散歩するふ草花池魚昆虫等を見れば動植物學上の説明を與へ幼少感覺鋭敏にして記臆力最盛なる際に時々刻々學理の思想を啓沃するの學校教師の書籍に就て講義説明を施すものと効益に雲泥の差あるを見るべきなり。余曾て我が國の或富豪者に對して子女の教育に教母を用ふる必要を説きたるふとありしが今日に於て全國中此教母に適當なる者なきを如何せんとの苦情もあり如何さま我が國に於て女子の高等教育を受けたる者へ年尚甚少きの故に多く此流の人を求めんとせれば固より得ることかざるべしと雖漸次女子教育の盛なるに隨ひ教母適當の人を生むべきや疑を容れず我富豪家も唯其金を積むことを知り積むたる金を讓與すべき

子女の教育を忘るゝふとなく機會もあらば彼の教母などを利用する覺悟專一あるべし。勿論英國の家族に於ては其子女を教養するに彼の教母のみに依頼せば良家の父母の子女の行儀作法等不就き心を用ふる其迹を見るに實に感服をべきものあり例へば食堂の作法に在て體の甚しく前より屈み或は後に傾くは行儀好きのものに非ずとして子女の膳に對するに當りて體の前後より傾くれば母の目を以て之を戒め子女も其色を悟りて直に之を改むるが如き毎に見聞する所あり。さて又中等家族に於ては其子女を教育するに務めて家政向に疎のらざらむるを期し現ふ余の知る所の家族に於ては父既に世を去りて母其家政に當り男子三人女子二人を世に出さんとほるの際あれば二子を商店及株式取引所の書記と

爲し、獨立糊口の道を得しむると同時に、女子に、普通の教育を受けしめ、家内にお在りては、下婢と同ぐ室内の掃除寢牀の敷設浴室の管理等に至るまで、萬事怠なく勞動せしむるは、頗嚴重なりと云ふべし。今此家族は、中等に位し、四五萬圓の財産あるにも拘はらば、此の如く嚴重あるは、何ぞや、と之を女主人お問ひたるよ、女主人は答へて、さればなり、今より凡四五年前東隣に一家族あり、家よ一人の娘ありて、父母の寵愛甚厚と、花鳥風月よ、音樂唱歌に、優遊其日を送りたりしに、一朝其父世を去りたれば、母の家産の饒あるよ、隨ひ、或る新會社の株を買ひしに、幾もふく會社の失敗して、家産忽無一物と爲り、次で其母も身まづりたれば、後に残りし一女子は、下婢の使ひ方さへ知らば、忽零落の淵に沈みて、其家に住むことさへ叶はず、昨年田舎の

親戚に頼りて、之より引移りたるを見て、つらく、自案ざるに、妾の家も主人を失ひ、此先妾の瞑目せば、後に残りし五人の子女は、如何にして獨立の活計を爲せや、と日夜是のみ苦心して止まらば、唯向後の女子をして、家政に熟練せしめ、男子に、各業務を與へて、自勞自食の法を立てしめ、男女共に、貧に處して窮乏をすること無からしめ、んが爲此の如き次第あり、と其心事を語るを聞き、大に感心したるおとあり。さて又貴族の家に於ては、風儀も自高尚にして、遊藝にも習はし、交際をも勤めしめ、氣品を養成するを以て、家庭教育の主眼と爲せり。例へば祖先の油畫を掲げて、子女を勸奨するの具し、爾の祖父君に、何處の戦に出馬して、箇様くの功を立てたり、又父君は、是れくの際、み上院に其説を提出して、此の如くに論争したり、と目前其圖

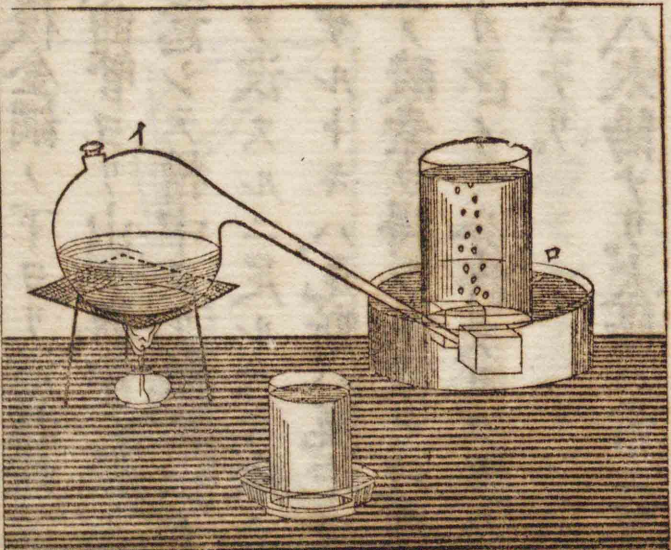
畫を示さぶ故に子女日夕その前より到りて祖先の功勞を心に銘し、自然その氣象を勵ます。家庭教育上に於て、最有効なるものならん。蓋子女年五六歳より、二十歳に至るまで、父母、祖父母、教母等が自模範と爲りて、之を導くこと肝要にして、德育を學校講堂の間に全くせんと欲するの望みて得べからざる事ならん。要するに、英國中等以上の社會に於て、家庭教育を重んずる風習へ移して我が國に用ゐるべき者あるべし。我が教育家の最關心をべき所あり。

第十二章 酸素

酸素ハ、味モナク、臭モナク、色モナキ、一種ノ瓦斯體ニシテ、最少量ナル原素ナリ。空氣中ニ游離シテハ、殆大氣ノ容量五分ノ一ヲ占メ、又化合物ト爲リテハ、殆全地球重量ノ半ヲ領有セリ。此

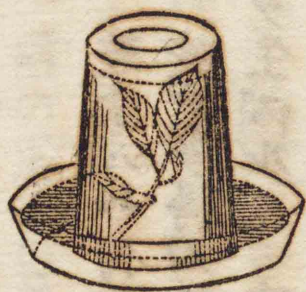
原素ハ他物ト化合シテ、酸化物ヲ形成スルコト、極メテ多く、諸原素中、弗素ヲ除ク外ハ、化合セザルモノナシ。而シテ諸物此原素ニ逢ヒテ、酸化ヲ受クルニ際シテハ、常ニ許多ノ熱ヲ生ジ、遂ニ光輝ヲ放ツニ至ル、之ヲ物ノ燃燒ト云フナリ。

酸素ヲ得ント欲セバ、圖ノ如ク、イナルロトルトニ、少許ノ赤色酸化水銀ヲ納レ、其底ニハ、粗キ金屬ノ網ヲ敷キ、之ヲ三足ノ上ニ載セ、ロトルトノ尖端ハ、ロナル聚氣槽ノ水中ニ挿入シ、別ニ瓦斯ヲ捕聚スベキ、玻璃瓶ニ水ヲ充タシ、槽中ニ倒立シテ、二個ノ瓦



片又ハ小石ノ上ニ安置スベシ。然ル後、金網ノ下ヨリ、酒精燈ヲ以テ熱スルトキハ、酸素ハ游離シテ、曲管ヨリ出デ瓶中ニ聚ル。依リテ平タキ皿ヲ瓶ノ口ニ擬テ、注意シテ槽中ヨリ瓶ヲ出ダスベシ。且其皿ノ中ニハ、充分瓶ノ口ヲ没スルニ足ルベキ水ナカルベカラズ。何トナレバ、此水アラザルトキハ、瓦斯ハ瓶中ヨリ逃レ出ヅベケレバナリ。又若多量ノ酸素ヲ得ント欲セバ、鹽酸「ボツダシユム」ノ二分ニ、二酸化「マンガレ」ノ一分許ヲ、ヨク混合シテ、之ヲ「レトルト」トニ入レテ熱スベキナリ。

其他猶多量ニ酸素ヲ製出スルモノハ、太陽ナリ。太陽ハ常ニ草木ノ葉ヲ照ラシテ、大氣中ノ炭酸ヲ分離シ、草木ハ其炭素ヲ吸收シテ、酸素ヲ游離セシム。之ヲ驗セント欲セバ、水ヲ充タシタル水呑「コツプ」ヲ皿上ニ倒立シ、新鮮ナル木葉ヲ取リテ、「コツプ」



中ニ入レ、之ヲ日光中ニ置クコト數時間ナルトキハ、其「コツプ」ノ底ニ、純粹ナル酸素ノ集マルヲ見ルベシ。酸素ハ他物ト化合シテ、燃燒スル性アルモノナリ。之ヲ試験セント欲セバ、蠟燭ノ火ヲ吹キ消シ、其燭心ノ猶紅ナル

ニ及ビテ、之ヲ酸素瓶中ニ挿入スルトキハ、忽焰ヲ發スルヲ見ルベク、又銅線ニ水炭ノ一片ヲ結托シ、之ニ火ヲ點ジテ、酸素ノ瓶中ニ入ルレバ、燦然トシテ燃エ、尋常ノ空氣中ニ於テハ見ルベカラザル狀ヲ呈ス。又下圖ノ如ク、少許ノ硫黃ヲ取リテ燃



燒匙ノ上ニ載セ、之ニ火ヲ點ジテ酸素ノ瓶中ニ入ルレバ紫綠色ノ焰ヲ發シテ燃ユ、若硫黃ニ換フルニ、豆粒大ノ燐ヲ以テシ之ニ火ヲ點ジテ瓶中ニ入ルレバ火光燦然トシテ人目ヲ眩ス。是皆酸素ノ燃燒ヲ生ズル證ナリ。

空氣中ニハ、常ニ多量ノ酸素ヲ游離スルカ故ニ人ハ之ヲ呼吸シテ身體ノ温ヲ維持スルコトヲ得ルナリ。薪ノ燃エ、炭ノ燒クルモ、皆空氣中ノ酸素ト其物質トノ化合スルニ由ラザルハナシ。

問答

酸素ハ如何ナル元素ナリヤヲ説ケ。物ノ燃燒トハ如何。酸素ヲ得ル試験ノ一例ヲ舉ゲヨ。太陽ハ如何シテ酸素ヲ生ズルカ。酸素ノ諸性質ヲ列舉セヨ。

第十三章 斯の道

斯ノ道ハ實ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズトハ、勅語中ノ御辭あり。おゝに斯の道と宣へるハ、我が國の開闢より確乎として定立せる、忠孝の大道をさゝせ給ふあり。さて、一國の風俗の善きと惡きとハ、一朝一夕のことにして變化をべきものにあらば、縱へ如何なる聖人賢人出て、別に教を布きたりして、開闢の初に大道の基本確立せる、我が國の如きに於てハ、其教を用ゐて、我が國俗をため直さんとするも、決して能くをべきおとよあらず。されば、我が國に於てハ、開闢の時より、大道の基本明に定立テ、歴代天皇の德澤、普く人民の身お行き渡りて、おの國體の精華と、風俗の淳厚とを致したる國柄をば、彼の儒者のいもゆる、皇天上帝おどいふ、學者等の想

像より出でたる教との異にして、其源の遠く御歴代天皇の御遺訓より出で、以て今日に至るをなり。さるによりて、古代より忠孝仁義の名を重んじ、之を以て民の教を立てたるも、後世名ありて實なきに至り、支那など、實も同日の論はあらば、かゝるめでたき國柄あれば、昔の支那の文學、印度の工藝を移し、今へ廣く西洋の學術をさへ採らせられ、我々國に移りてよりの、何も皆善き果實を結ばばといふものあり。是の國の地味肥えたるにより、さまざまの草木を移し、植うるも、繁茂せざるものと少きも異ならず。されば御歴代の御遺訓の實に我々の國開化の源泉にして、畏くも我々の天皇を始め奉り、下萬民の慎み守りて、一日も忘るべからざるものあり。子孫臣民、遵守すべき所と宜へるとも、亦此意を説のせ給ひたるあり。とぞ推察

一奉る。

さて、又古と今とを較べなば、人の智識の驚くべきほどに進むたるもの多し。其一二を言へば、古のたけき獸を怖れて我々の子を生贖にたてざるものとあり、今この子を捕へ來て、博覽會の陳列品とせざるに至れり。古の他人に出で遇ふことを好まざる風あり、今に今に萬里の海を渡りて、遠き外國のはてまでも、遊學をるものあり。古の道路は馬車、更なり、歩行だ、悩みたるが多あり、今に今に馬車を驅り、汽車を走らせて、一日も幾百里をも旅行をるに至れり。古の飛脚のみなり、今に電氣の力によりて、一時間、何千里の遠きに通信をるを得べし。其外、古と今とふよりて、人々の思想を變へ、従ひて、その事業の改りたるも、數へつく、難きほどなり。されど、忠孝の大道に至りては

古今にことりて、決して變じたるおとあり。即時代異ありても忠臣の忠臣にして、孝子の孝子なりき。近くは王政維新おのかた政體に風俗に、凡目に見耳に聞く所のもの、大に古に變りことども、忠孝の大道のみ、依然として古に異あらば、千萬世に至るも亦あるべきあり。若一朝事ある時、臨み和氣清麻呂楠正成の如き人をして、今日お出でしむるも、其世人尊び重んぜらるゝの、少くも古に異なることおかるべし。されば、之を古今に通じて、謬らばといふ中、我が國を指し、外の外國

の事にして、斯の道は、獨我が國の古今に通じて、異あらざるのみあらば、廣く萬國に通じて、も行ふべからざる所なし、この御辭なり。誠に我が國の道は、忠孝の二大道を以て本とし給ひし

事おせば、世界萬國、いづれの國にも、行はれざる所をかるべし。是人は父母あきものなく、國に主領あきものあるべきあり。されば世の人々よか、る貴き道の存をる國お生れおつら、常に外を尊び、内を卑し、己の貴き珠玉を棄て、他の穢き泥土を取らんおとを望むやうある愚人の所為を學ぶことをかれ。

第十四章 忠度の風流 平家物語

薩摩守をぶのりへ、いづくよりか歸られたり、侍五騎、童一人、我身共よひた甲七騎、取てあへ、五條の三位俊成の卿のものとよかをして見給へば、もんおをとちて、ひらうげ。忠度と名乗給へば、落人歸り來せりとして、其内さのぎあくり。薩摩の守、急ぎ馬よりとんであり、自高らかに申されける、これ、三位殿に申べき事有て、忠度が參つて候。たとへ、おどをばあけられず

共此きいよぞて立より給へ申べき事の候と申されたり。いさば、
 俊成卿其人あつてくる。かろまどあけて入れ申せとて、もん
 をあけて、對面有たり。事のてい、何とをう物あをれあり。きつま
 のうみ申されける。い、せん年申承てより後、ゆめく疎略
 を存ぜずとい申しをう。此二三がゆん、京都のさど、い、き
 國々のみどれ出来、あつてさ、當家の身の上まかり成て候
 へば、つねにま、い、事候は、君をぞよ、帝都を出させ給
 ひぬ。一もん、のうん命けう、い、やつきまて候。其よつき候て、い、
 ん、ふの御さを有べき由承て候。い、程に、い、やうがいのめん
 ぼくに、一首ありとて御恩をかうむらんと存ド候。い、つるふ
 の、ふ、よのみどれ出来て、其さをなく候條、只一身のあげきと
 存ざるを、い、に候。此後、世一づまて、せん、ふの御さを候い

ば、是よ候、卷物の中に、きりぬべき歌候つて、い、ゆありとも御
 おんかうぶつて、草のうげよて、とうき、と存ド候つて、遠き御
 まもりとあり、あり、參らせ候も、ん、を、とて、日比よみ、あられ
 たる歌共の中に、秀歌とあほ、き、百よ、い、書、あ、免られたり
 たる卷物を、今いとて、打立られける時、是を取て、もたをたりけ
 るを、鎧の引あをせより取り出で、俊成の卿に奉らる。三位、是
 をひらいて見給ひて、う、忘れ、う、共を、給、はり候う、い、
 ゆめ、く、そりやくを、存ま、い、候。諸も、只今の御、い、社情も
 ふかう、あ、は、せ、も、あ、と、に、を、ぬ、れ、て、う、ん、い、か、さ、か、た、り、こ、り
 候へとの給へば、き、つ、ま、の、守、か、を、ぬ、を、野山に、さら、さ、い、き、い、せ、
 う、き、名、を、西海の、あ、ま、に、あ、が、さ、い、を、の、せ、今、い、う、き、せ、よ、思、ひ、置
 く、あ、と、を、い、さ、い、い、と、ま、申、い、と、て、馬、よ、打、乘、り、甲、の、を、い、め

高等新言 一 卷四 四 七十三 羊三教育書專賣所

て西をさしてぞあめませ給ふ。三位うしろををるかよ見れく
つて、立れたまへば、忠度の聲と、おぼしくてせんと程遠し、思を
ん山の夕の雲にいらはと、高らのに口をきみ給へば、俊成の卿
もいとどあはれに覺えて涙ををそへて入り給ひぬ。其後世
づまらて、千ざいしうを、せんぜられらるに、忠度の有り有り
ま、いひかきしことは、今更思ひ出で、哀あつたり。件のまき
もの、中に、さりぬべき歌、いくらも有りけれ共、其身ちよくか
んの人をきき、名字をばあつたされば、故郷の花とつと題にて
よまられたり、歌一首ぞよみ人あはれと入せられたる。

さくをみやしが都のあそびを
むかひあがらの山さくらかあ。

其身てうてきとなりぬる上へ子細におよませといひあが

らりらめしありし事どもをり。

字解 ひたかぶと一同甲冑ヲ着 おもいて御坐シテトハ原來居

コ、ニハ來リテ見
給ヘバノ意ナリ

第十五章 地球の歴史(一)

人の想像力の養へば甚強き者をれども養へざれば頗弱き者
あり。未曾て歴史を學ぶざる人に在りて、百年二百年前の六
ときへ想像ふ上り難き程なれば我邦神武天皇の創業の二千
五百五十餘年前と聞かば其時間の長さを想像をること難か
るべし。況や支那堯舜の治世の凡四千餘年前ありと云ひ、西洋
諸國に於て、耶穌教を信ぶる人民の天地創造の初と思へる時
へ、今より一千八百九十二年前を紀元と定めて是より更に四
千零四年前即今日より五千八百九十六年前ありと云ひ、印度

ハ地球上最古き國にして、凡六千年前ニ在リテ、既に人文の稍見るべき者ありと云ふを聞かば、其年代の遼漠あるに驚くべし。

然れども此五六千年の歴史ハ、實ハ文字あり、古墳、口碑の稍徴をべきとのあり、後の事にして、人の地上ニ出デ來れるハ、遙ニ其以前の事あるべし。即原人の用ゐたる、粗糙なる石器の時代に溯れば、是より更ニ幾萬年の昔あるべく、又更に溯リテ、人類の未生れざる時、即他の四足獸のみ世ニ在リ、時を算ふれば、是よりも尚幾萬年の古なるべく、又更に溯リテ、此地球に獸類、鳥類、魚類などともなく、最下等の動物のみあり、時代を算ふれば、是よりも尚幾萬年の古なるべく、又更に溯リテ、地球の始テ太陽の一邊より分離して、今の軌道に止リ、漸次に冷結

して固形體となりたる年代を考ふと、是よりも尚又幾千萬年の古あるべし。或地質學者の説によれば、地球ハ凡四千八百萬年の歴史を有すと云ふ。餘り遼遠に過ぎて、信ト難きに似たれども、地質學と天文學とを研究して、後ニ之を推算をれば、其説決して虚誕なりと云ふべからざる道理あり。要するに、地球の歴史ハ、通常人の想像ノ難き程古きことなり。猶天地の浩大なることハ、何人も口ニ言へども、實際之を研究するときハ、曾テ想像したる所よりも、一層浩大なることを知りテ、驚歎するが如し。

天文學者の臆説に従へば、此地球ハ、太古太陽より分れ出でたる者ありと云ふ。其理由を如何にと云ふに、凡萬物ハ皆相互に牽引する性を有す。然るに今太陽の如く、至強の熱を有して燃

燒れる物若くは瓦斯状の物質の相聚積したる物に在りて、其分子の互に相牽引し、且中心を求めて之に向ふんとほるが故に、勢回轉せざるを得ず。是即太陽自轉の原因なり。太陽既一たび自轉を始むれば、何物の外部より之に抵抗力を加へて、其惰性を變ざるにあらざれば、永久靜止せること能はば、而して其表面の分子の遠心力の作用にて中心を離れて飛び去らんとほる力を生ず。猶車輪の回轉するとき泥土の飛散せるが如し。此理によりて、地球は太陽の表面より飛び出し、太陽を距る處と四千三百萬里餘の所に至りて、遠心力と求心力との正しく平均したるが故に、前一步を進めず、後に一步を退らば、長く其軌道を守り、毎年一回太陽を一週するふととなりし者なりと云ふ。

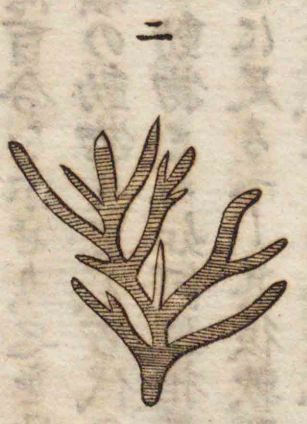
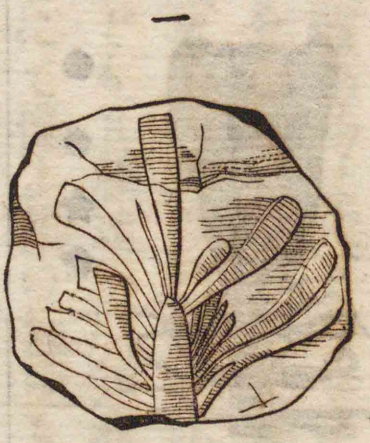
地球の始て太陽より分離し來れる時に、熾白の熱度を以て燃ゆる一大火球にして、金銀銅鐵の如き金屬も、水素酸素窒素の如き瓦斯體も、皆炎々として燃え立ちたる處と、猶其根原たる太陽の如くありしに、其周圍の虚空は甚寒冷なるが爲に、漸次其熱を失ひ、外部の冷結して固形體と爲れり。然れども、其内部に至りては、今尚至強の熱を有する火海を爲せり。譬へば、大なる砲丸を爐中に投じ、其火色を發するを待ち、出して之を地上に置けば、外面の火色を失ひて冷却するも、内部に尚久しく溫熱ありて物を焼くに堪ふるが如し。

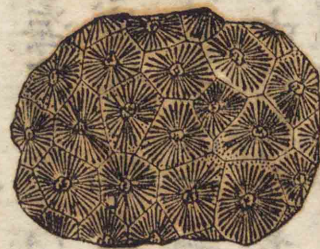
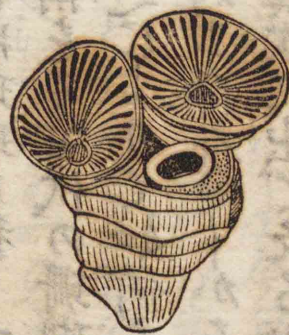
地球の凝固するに從ひ、水素と酸素との化合して水と爲り、窒素と酸素との混合して空氣となり、金銀銅鐵の凝結して固體となり、各種の元素種々に相結合して、千萬無量の物體を生じ、水

晶長石角閃石等の堅石相混化して地球の内皮を作り出せり。是即花崗石にして今日吾人の珍重する所の石材あり。花崗石の始て成りし時にハ未動物の痕跡あらざりしと云ひ或ハ初生動物と云ふ原蟲類の一種存在したりといひ其説一あらば要するに地球の一の火雲なりし時より其凝固せる地殻を得るに至るまでハ幾千萬年を経過したりや又其地殻の始て成りし時より動物の始て生ぜしまで更に幾千萬年を経過したりや是殆人の想像の及び難き所あり然れども動物既に地上に生じてよりハ其死體の化石となりて地中に保存するものあるが故に略其年代を推測せることを得るなり地球の四千八百萬年の歴史を有せしハ即生物の始て生じたる時より推算せし者あり。

第十六章 地球の歴史 (二)

此地球の表面に始て繁生せし動物ハ現時の海綿若くハ珊瑚蟲の如きものふて植物ハ海草の一種に過ぎざりき。即圖中の一二ハ當時の海草の岩石の中に存在せし者を示し其三ハ杯狀珊瑚と稱し四ハ蜂房狀珊瑚と稱する古代の珊瑚を示せる者なり。之によりて如何なる生物が太古の時ハ存在せしかを知るに足るべし。其次に出でたる動物ハ海膽及海百合の類ふて圖中の五ハ現今の





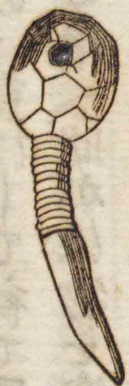
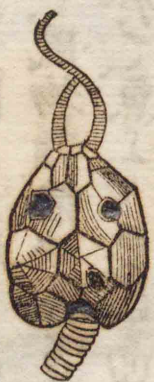
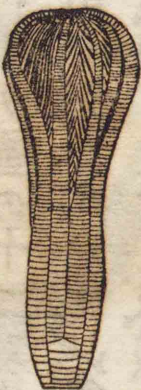
霧も漸薄くあり、地上の草木始て

海百合を示し、六より八に至るまで、古代の海百合を示せり。之を比較せれば、同類の動物よても、古代の動物と今代の動物との如何に相異なるのを知るに足るべし。其後軟體動物の世となりて、種々の貝類盛に發



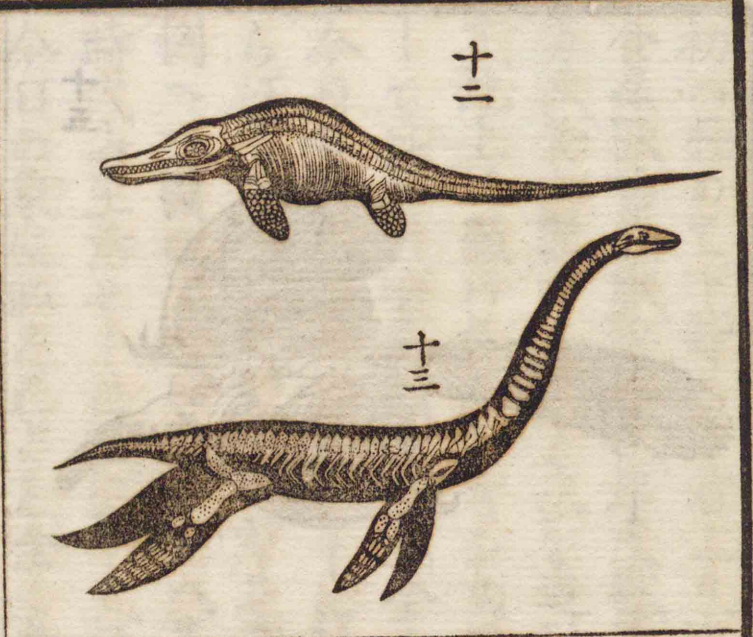
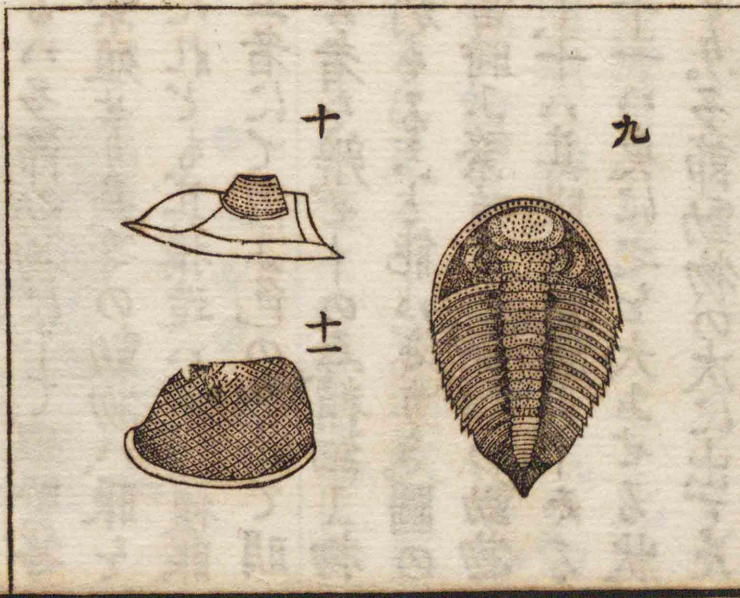
生いたり。此時に至りて、空際の際の雲

天日の明を仰くことを得たり。方今各地の高山より發見せる貝殼の化石ハ、即此時代の遺物なり。軟體動物に次ぎて世に出



でたるハ多節動物にして、蝦蟹等の屬繁殖せり。是等の動物ハ、眼を備へたれども、其構造ハ所謂複眼と云ふ者にて、僅小色の極めて明赫なる者を辨せしのみ。精細な物を識別するハ、能いざりき。圖の九ハ當時ハ繁殖せし此類の動物を示し、十ハ其眼を稍廓大したるもの、十一ハ更に之を大しせる状を示せり。多節動物の次に出でた

るもの、魚にして、初て圓形ある
 單眼を備へ、明かに物を識別する
 おとを得るに至れり。此時雲霧大
 に霽れ、太陽の光輝ハ、海洋の上を
 照して、風物頗愉快あるに至れり
 是に於て、魚より更に高等なる動
 物發生し、鰐魚、蝶、蛇、龜の類、地上
 を横行せり。圖の十二及十三ハ、其
 動物の一例を示せり。此等の動物
 ハ、爬蟲類をせども、或點に於てハ
 鳥に類し、或點に於てハ、魚の類し、固より今日の鰐魚等と同一
 の物よりらば、其大きさも亦非常にして、圖の十四ハ、示はる者の如



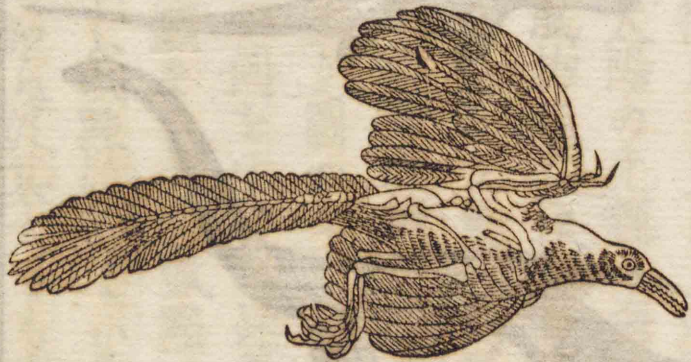
故に、當時の動物ハ、貝類と云ひ、魚と
 云ひ、爬蟲類と云ひ、皆水栖に堪ふる動



きの、實に象に數倍せりと云ふ。
 地球の始て凝結したる時より、
 此時ま
 での其
 表面ハ
 水を以
 て浸し、
 乾きた
 る土地
 ちかり

物ありしが、爬蟲類の時代の終に至り、大洋の淺き所に漸く陸地の隆起をる者ありて、孤島の形を生じ、時に奇怪なる爬蟲類

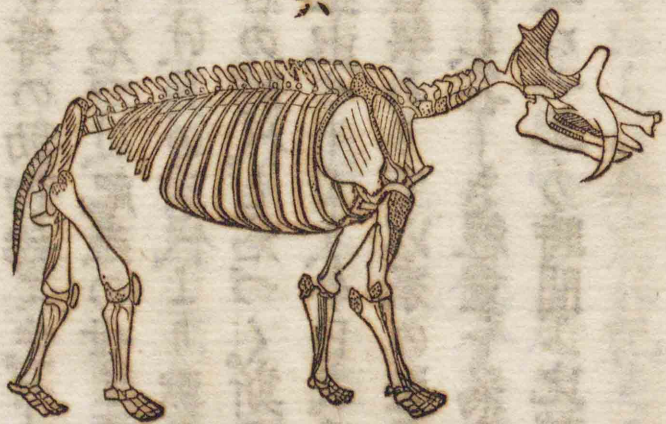
十五



が、之に上りて其甲を晒し、空氣を呼吸をるふ至れり。爬蟲類の次に出でたるもの鳥にして、此時既に草木の繁茂をる者あり、陸地の幅員も亦漸く廣くなり、當時の鳥は今日の鳥より異なりて、頗る爬蟲類に類し、奇狀言ふべからば、圖の十五に即其一例あり。鳥の次に出でたるもの、哺乳獸にして、此哺乳獸も其

初の極めて下等なる者より、次第に高等なる者を發生し、袋獸、食蟲獸、嚙齒獸、游泳獸、厚皮獸、反芻獸、食肉獸、四手獸と次を追ひて、地上に顯はれたる者あり。而して此等の哺乳類と雖、亦全く今日と同一の者の存在せしにあらざりて、大に其形狀を異せり。例へば圖の十六に示せるは、其時代より生活せし巨獸にして、頗る今日の象に似たれども、全く象と同大にあらざり、頭部より三對の角と、一對の牙とを有し、體量

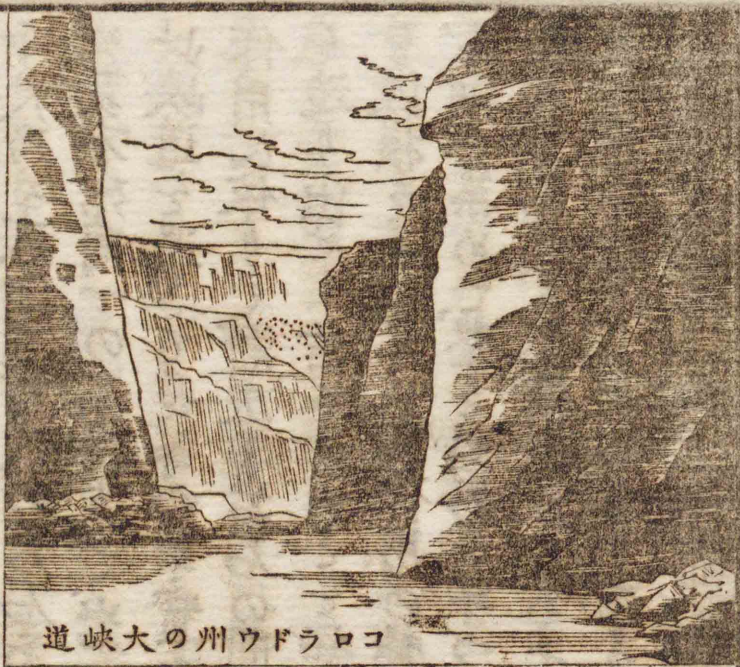
十六



甚重く舉動緩慢にして、怖るべき一怪獸たりあり。四手獸即
 猿の次に出たる者の人類あり。最下等の動物始て生ぜし時よ
 り魚の世に至るまでを、上古の時代と名づけ、爬蟲の世より鳥の
 世に至るまでを、中古の時代と名づけ、鳥の時代より獸の時代
 即人類の始て生ずたる時代を、近古の時代と名づく。斯の如く
 地球の歴史を考へ來れば、人類の生出せしより、今日までの歴
 史の如きは、僅に瞬間の事にして、書契ありて以來の歴史の如
 きは、五千年とをるも、一萬年とをると、甚しき輕重を為すに足
 らざるおと、猶一分時一秒時の經過は、一年の時間と比較をせ
 ば、輕重を為さざるお如し。

第十七章 地球の歴史の年數

地球の歴史の極めて遠遠なれば、現今の地質學者と雖、精密に



道峽大の州ウドラロコ

其年數を知ること能はば、然れ
 ども又全く之を知る方法をき
 にも知らば、今左に記するお如
 き事實に就きて研究し、善く
 之を計算すれば、假令精密に之
 を知るおと能はざるおでも、略
 其年代の極遠ある一斑を知る
 べし。米國のコロラドウ州に大
 峽道と稱する峽道あり、峽道の
 左右の直立三千尺の絶壁を以
 て之を夾み、砂石石灰石其他の
 岩石大部を占め、殊に高さ數百
 尺の間は、全く花崗石より成れり。
 峽道の中に、一流の川あり

高等

新讀本

下篇第四卷

一九一九年教育書專賣所

普及會

て流れ川よ沿ひて汽車の走るさま、最雄壯あり。而して此峽道を距る處と一二里の所よ於て、峽道の下底より測れば凡七千尺乃至八千五百尺の岩石あり、峽道を夾みて相對し其頂上の雙方殆同一の高にして、岩石の種類も亦互に相同す。故に此峽道を過ぎて是等の事實を觀察せる者、容易に流水の作用に依りて、漸次し岩石の間を穿ちて、遂に今日の如き峽道を造り出せし者ある處を知る流水の岩石の上を過ぎて、之を毀損せること、其作用の極めて遅き者なるに、遂に微を積み細を集めて、堅き岩石を穿つこと、三四千尺に至るを考ふれば、其年代も亦遠かりと云ふべし。而して此事は人間の世に出でたる時代より始まりたるなりと云ふ。

又彼の世界第一の大瀑布と稱せる、米國のナイアガラの龍

ハ、中禪寺湖より出でたる水流の落ちて龍と爲り、大谷川へ流る、が如く、イリリ湖より出でたる水流の落ちて龍と爲り、其下流ヲンタリヲ湖に注ぐものあり。而して此瀑布の兩岸に聳えたる岩壁の高さハ、瀑布の上流に於てハ、二百尺乃至二百五十尺にして、下流よ於てハ、凡百六十尺あり。其岩石の上層六十尺ハ、甚堅固なる石灰石にして、下層の六十尺ハ、脆くして破れ易き沙石あり。故に龍の水ハ、落ちて下層の沙石を撃ち、其岩石を毀つべし。之の爲に上層の堅固なる石灰石の岩石も亦漸く缺損せざるを得ず。是を以て瀑布ハ、年々少しづつ、後方に退きてイリリ湖に近づくべし。今詳しく其痕跡を觀察して、此瀑布の始て落ちたる地より、溯りて現在瀑布の懸る處まで、測量をれば、凡二里十二三町の距離ありと云ふ。然れば此瀑布ハ、二里

十二三町後方に退きたるものと明のなり。而して諸學士の實地に就て測量せし所に依れば瀑布の後方に退く比例は凡一年間に一寸づゝありと云ふ。今一年間に一寸づゝとすれば、二里十二三町を退くに、三十萬年餘を費す比例あり。

此三十萬年餘は甚長きに似せれども地球の歴史に就きては一短時期に過ぎば。何と云へば此瀑布の始て出來たる地方の地質を調査し、其埋没せる古代の化石遺物を採掘すれば、象の一種にして、哺乳獸の世に繁殖し、氷原期の時に盡く凍死したる、コストドンと稱する動物の遺齒遺骨、諸處に發覺するを以て推算すれば、人類の始て生じたるときと、殆同時あるべけれども。是よりして、人類の始て此地球上に生じたるは、略三四十萬年なるものと知るべきか。

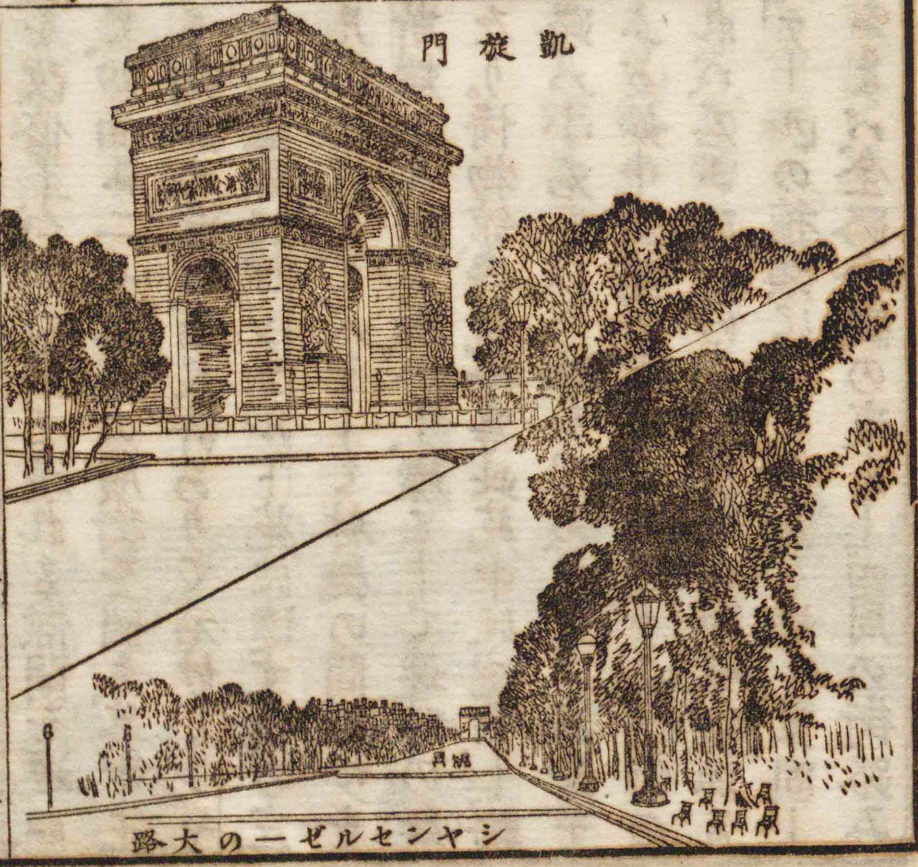
又太平洋中に散在する珊瑚島は、其初珊瑚蟲の永き年代の間に、海底より積み上げて、造成せし者あり。地質學者の計算に依れば、其築造の比例は、凡一ケ年間に一寸の十六分一ありと云ふ。而して島の高さは、大抵海底より二千尺左右なれば、珊瑚蟲が其島礁を造り始めたるときより計算すれば、大凡三十二萬年をつひやまべいと云ふ。而して珊瑚蟲の築造を始めたるとき代へ、人類の始て生じたるときと、略相同トかるべといへば、人類の始て世よ出でたる年代も、亦其大略を推知すべきなり。

第十八章 巴黎府

巴黎府は、周圍凡八里餘の地を占め、セイン河の上流四十五里餘の地位あり。周圍に土壁を築き、壁門に關を置き、府内は輸入せる商品より、皆税を課せ、之を入府税と云ふ。

此府ハ紀元の初に當リ、パリシオランと稱せらる。昔時ハ府内の廣き今の半も達せざりき。セイン河ハ巴字をあして、府の中央を流れ、北岸の地をヴイルといふ。宮殿、官署、寺院、學校等の建築宏壯あり。南岸の地中央ハ即パリシオランの舊地にして、市街、商店、櫛比基布せり。南方ハ公園あり、廣き道路を開き、綠樹をうゑ、清爽宏麗人を以て神仙の境よ在る想あらむ。東北ハ製造場多く、職工市街を設けたり。此府の人口ハ一千八百年ハ五十五萬あり、二十年を経て、七十二萬に及び、七十年ハ至りて、八百八十二萬五千二百七十四人に及び、更に一千八百八十六年に至りて、二百三十四萬四千五百五十人よ及び、歐羅巴洲の都會にて、倫敦を除く外ハ、此府と盛を爭ふ者なし。其壯麗あること、實に世界中の最たり。

百年以前までハ、此府の街路狹隘にして、屋廬も亦大小相雜り、頗整齊の觀を缺き、が、拿破侖第一世、絶倫の武力を奮て、各國を威服し、遂ハ財寶を傾けて、此府の觀美を輝さんとし、矮屋小舎を毀ち、併せて大厦高屋の不便あるものを除き、其宮前より北郭まで、



長さ約一里の間悉之を改修し、白石を以て造れる傑閣を連ね、凱旋門を中心點として、四面より二十二條の廣街を開き、其中正面を貫き、宮門に達する街路の濶四百尺許ありて、名けて「シャンセルゼー」の大路と云ふ。直線に「コンコルド」苑に達す。道の左、右に樹を植うる處と凡四條にして、人をして林樾の間を歩むる想あらしむ。夜の瓦斯燈を其砌に輝かし、燦として連珠の如く、天を照らし、て點々たり。博物館、博覽會等、此苑中に建築し、輪煥目を輝あはせ、一帶の路の小石を以て地を固め、其上に織沙を撒布し、皎々として洗ふが如し。樹間の歩道に、中央より一條の石路あり、之を熟視せれば、石のあらばりて、巴黎の新製に係る一種の叩き土あり。是「テール」の種類にして、土沙を煉り、鞏固して石と爲したるものなれば、全路合縫の痕あり。四周の街路も

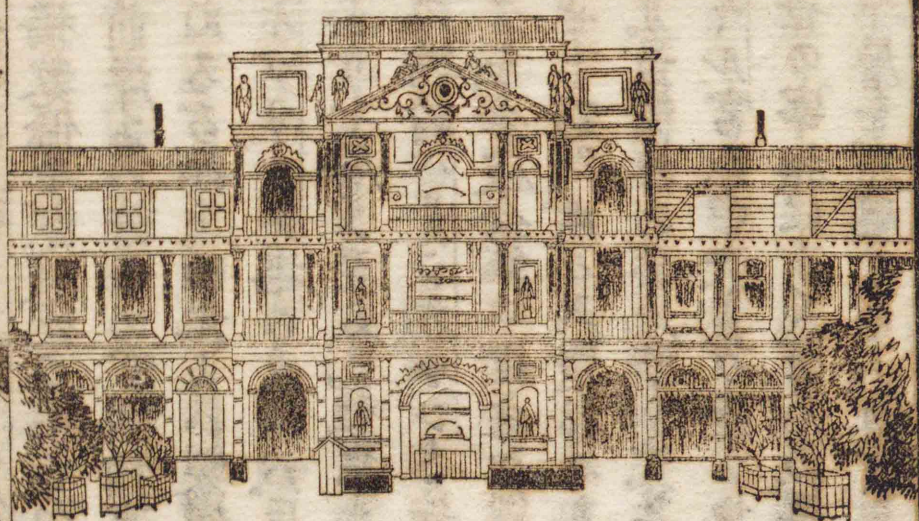
此法を以て路を固む、故に車走りて聲なき。倫敦の市街の、車輪の響き、耳に喧しく、馬蹄の音耳に入らざれども、巴黎の巷衢の車輪響き、く、唯馬蹄の音を聞くのみ。凱旋門の正中より、シャンセルゼーの廣衢をまぐれば、チュロリの宮あり、宮門の前も、又一場の廣區を開けるをコンコルドの苑と云ふ、巨大ある石盤を置き、水を噴跳し、石雕の大像盤を環

コンコルドの園のオブスキュール塔



して立つ。中央に埃及國より遷したるオブリスク塔を建たり。塔の高さ八十四尺あり。紫紋の花崗石を以て造りたる古代の塔なり。此塔の埃及國の古物にして、元來地底に埋没せしを、一千七百九十九年拿破侖第一世埃及を併し、とき器械を以て掘出し、此地に持來れるなり。一千七百九十二年の一揆のとき、ギョツチンと云ふ器械を設けて、夥多し無辜を殺戮せるに、乃此處あり。此苑晝の明沙雪の如く、地に纖塵を着けど、層樓傑閣の緑樹の上に露の如く、夜の氣燈、電燈、貫珠して連り、身を畫中にたたくに似たり。

オブリスク塔と凱旋門との正面にチュロリー宮の門あり。門内に美麗なる廣苑ありて、其奥にチュロリー宮起れり。宮中より望めば、コンコルド苑の塔尖の遙し凱旋門を貫き、美景名狀すべからば。



チュロリー宮の門

チュロリー宮の背後に連りて、ルーヴル宮あり。是宮の路易第十四世の代に築きし所に、拿破侖第一世之を修増し、チュロリー宮と接連せり。中に拿破侖第一世の遺物、名畫、古器物、諸機械を蓄へ、寶庫と爲し、人民の縦覽を許す。殿宇巍然として、雕繪眼を射、金華爛然たり。オブリスクの西にセイン河ありて北流す。河岸みな白石を敷き、石

橋數條を架け、宛として白石匣中に流水をたゞへたるが如し。前岸の如く、許多の官衙を連り、殿宇峻麗にして、層樓傑閣、筈を束ぬるが如し。西北の製作展覽場あり、一箇の小水晶宮あり。オブリスク塔の東に、巨大の市店壁を並べて立ち、高さ五層より七層に至る。巴黎第一の美麗なる街路あり。是の地の、巴黎の往時、パリシオランと云ひ、時の外郭にして、疊壁を匝したるを、拿破侖第一世之を毀ちて街路と爲せり。今も古代の建築せし石門、處々遺存せり。此地より南部に即巴黎市の本部あり。最繁華の要地にして、其間に觀るべきもの多し。パレイローヤル宮へ、中央の方庭を抱きたる大宮苑あり。を、路易第十四世の宰相にして有名の經濟家あり。リセリユの工夫にて、下層を市廛とあり、百貨を鬻かむるおと、なれり。此處の

珍玩奇器、奢靡の品、風流の具、排攤して遺さず。酒店、食店、其中に雜り、中央の方庭の、緑樹陰を展べ、夜の電燈と氣燈とを照し、以て市店の百貨を照せり。

又市内の舊街の、種々交叉して、其狹隘あるに至りては、兩車軌を方おべあらば、中に、玻璃を以て街路の上を覆ひ、常に日光を透して、風雨を漏らさば、故に大雨のときも、安然として、路の兩側は百貨を雜陳して賣る所あり。是を巴黎風の街と云ひて、他邦に於ても、往々之を摸せり。巴黎の市中に、到處に酒店、割烹店、茶店、咖啡店あり、樹陰の榻をたき、遊客案を對して飲む。盛夏に涼を納れ、晴夜は月を觀る、所謂歌舞終日無戚容と云ふ詩句の氣象を存せり。

第十九章 行政

法令ヲ施行シテ、國民ノ便利幸福ヲ圖ルハ、行政部ニ屬ス。行政ノ責ハ、國務大臣ニ在リ。今日ノ制ニヨレバ、國務大臣ハ、内閣總理大臣及外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信ノ九大臣ヨリ成レリ。

内閣ハ、國務大臣ヲ以テ組織シ、其首班トシテ、内閣總理大臣ヲ置ケリ。總理大臣ハ、機務ヲ奏宣シ、旨ヲ承ケテ、行政各部ノ統一ヲ保持スルヲ以テ職掌トス。内閣ニテ議決スル事件ハ、左ノ如シ。

- 一 法律案及豫算決算案
- 二 外國條約及重要ナル國際條件
- 三 官制又ハ規則及法律施行ニ係ル勅令
- 四 諸省ノ間主管權限ノ爭議

五 天皇ヨリ下付セラレ、又ハ帝國議會ヨリ送致スル人民ノ請願

六 豫算外ノ支出

七 勅任官及地方官長ノ任命及進退
其他各省主任ノ事務ニ就キ、高等行政ニ關係シ、事體稍重キ者ハ、總テ閣議ヲ經ベシ。

各省大臣ハ、右ノ諸項ニ關シ入テハ、内閣ノ議ニ參シテ意見ヲ述ベ、出テハ主任ノ事務ヲ處理シテ、以テ大政ノ責ニ任ズルナリ。

各省ハ、大臣、次官、參事官、書記官、秘書官等ヲ以テ組織シ、大臣ハ主任ノ事務ニ就キテ責ニ任ジ、又其事務ニ就キ、必要アルトキハ、法律勅令ノ案ヲ具ヘテ、閣議ニ提出シ、法律勅令ノ

範圍内ニ於テ省令ヲ發シ省中ノ局課及所轄官廳ノ處務細則ヲ定メ又警視總監北海道長官府縣知事ヲ監督シ之ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得ルナリ。

内務省 地方行政議員選舉警察監獄土木衛生地理氣象社寺出版版權戶籍賑恤救濟ニ關スル事務ヲ處理スル所ニシテ又中央衛生會警視總監地方官ヲ監督セリ。

外務省 外國ニ關スル我が國ノ利害ヲ察シテ適宜ノ處置ヲ施シ且海外ニ在ル我が國ノ臣民ヲ保護センタメ外國ノ政府ト商辦スルコト等ヲ掌ル所ニシテ兼テ交際官及領事トシテ海外ニ派出セル官吏ヲ監督ス。

公使 公使トハ本國政府ノ代理人トシ海外ニ派遣セラレタル交際官ヲ云フナリ。公使ノ外國ニ駐劄スル間ハ各國之ヲ待

ツニ賓客ノ禮ヲ以テシ自己ハ勿論妻子家僕ニ至ルマデ其國ノ法令ニ服スルコトヲ要セズ。公使ノ居館ヲ公使館ト稱シ書記官及書記生アリ。公使ヲ助ケテ庶務ニ服ス。又宣戰講和ノ如キ事重大ニ涉リ駐劄公使ニ一任スル能ハザルコトアルトキハ特ニ本國政府ヨリ其談判ニ關スル全權ノ委員ヲ派遣スルコトアリ之ヲ全權大使ト稱ス。明治七年琉球事件ニ關シ參議大久保利通ノ清國ニ赴キタルガ如キ又明治十七年朝鮮事件ニ關シ外務卿井上馨ノ其國ニ赴キタルガ如キハ即此例ナリ。

領事 公使ノ外ニ專通商貿易ノ事ヲ調査セシムルタメ條約國ノ樞要ナル海港及市府ニ領事ヲ置キ商業ノ狀況ヲ報告シ且在留ノ本國人民ヲ監督保護セシム。領事ハ駐劄公使ノ命ヲ

受ケ其職ニ從フナリ。

大藏省 大藏省ハ政府ノ財政ヲ總轄シ會計出納租稅國債貨幣預金保管物及銀行ニ關スル事務ヲ管理シ府縣郡市町村ノ財務ヲ監督ス現時大藏省ニ於テ發行セル貨幣ハ金銀白銅銅ノ硬貨幣及紙幣數種アリ之ニ舊幕府以來通用セル青銅貨ニ三種及各銀行ヨリ發行セル紙幣ヲ併セテ我が國今日ノ流通貨幣トスルハ人ノ能ク知ル所ナリ。

司法省 司法省ハ司法上ノ行政警察並ニ恩赦ニ關スル事務ヲ管理シ裁判ノ執行ヲ監督シ行政事務ニ付テ裁判所ヲ監督ス然レドモ司法省ハ原來行政廳ナリ決シテ裁判ノ當否等ニ關涉スベキニアラズ罪ノ有無理ノ曲直ヲ判決スルハ全ク天皇ノ代理人トシテ法官之ヲ司ルナリ。

陸軍省 陸軍省ハ陸軍ノ軍政ヲ管理シ軍人軍屬ヲ統督シ及所轄諸部ヲ監督ス即陸軍ノ行政事務ニ關スル事項ニ限り之ヲ司リ決シテ軍機軍略等ニ干涉スベカラザルハ猶司法省ノ裁判事務ニ於ケルガゴトシ。

海軍省 海軍省ハ海軍ノ軍政ヲ管理シ軍人軍屬ヲ統督シ及所轄諸部ヲ監督ス陸軍省ノ陸軍ニ於ケルガ如ク海軍省モ亦行政上ノ事務ノミヲ提掌スルナリ。

文部省 文部省ハ教育學問ニ關スル事務ヲ管理シ大學校中學校小學校其他種々ノ學校ニ關スル事務ハ皆其提掌スル所ニシテ併セテ教育上ニ必要ナル圖書ノ檢定編纂翻譯等ニ從事セリ。

農商務省 農商務省ハ農工商水産林野礦山地質發明意匠及

商標ニ關スル事務ヲ管理セリ。

遞信省 遞信省ハ郵便、電信、航路、標識、及船舶、海員ニ關スル事務ヲ管理スル處ナリ。郵務、電務、燈臺、管船、會計ノ諸局ヲ置キ、之ヲ分掌シ、別ニ郵便爲替貯金局アリ。

第二十章 郵便電信

昔時別天地ノ思ヲナセシ、遠隔ノ地モ、今日ハ比隣ノ如ク一瞬間ニシテ、能ク數百里外ニ音信ヲ傳ヘ、數日間ニシテ、彼我ノ消息ヲ通ズルヲ得ルハ、電信ト郵便トノ力ナリ。現時全國ニ郵便局四千餘、電信局二百餘アリテ、山村僻邑ト雖、坐ナガラニシテ、通信ノ便ヲ得ザルハ無シ。郵便ト電信トハ、唯書狀送達ノ便ヲ與フルノミナラズ、又電信爲替、郵便爲替ノ制アリテ、安全ニ金錢ヲモ送達スルコトヲ得ルナリ。

郵便事務ニ附帶シテ、頗便益ヲ公衆ニ與フルハ、郵便貯金ノ制トス。抑人情囊中ニ金錢ヲ有スルトキハ、之ヲ消費シ易シ。然ルニ、之ヲ他人ニ托シテ、貯蓄スルトキハ、少額ノ錢モ漸ク積ミテ、多額ノ金ト爲スコトヲ得ベシ。謂ユル塵モ積レバ山ト爲ルト云フ者是ナリ。且各自ノ囊中ニ存スル些少ノ金錢ハ、有益ノ事業ヲ起スノ助トナスニ足ラザレドモ、之ヲ合シテ多額ニ至ルトキハ、能ク企業ノ資本ト爲シ得ベキナリ。是我ガ政府ガ貯金局ヲ設クル所以ナリ。故ニ郵便貯金ノ制ハ、唯人民ノ貯蓄心ヲ勵マシ、節儉ノ徳ヲ養ヒ、以テ人生不慮ノ禍害ニ備フルコトヲ得シムルノミナラズ、國家ニ益スルコト、大ナリト云フベシ。貯金局ニ於テハ、金十錢以上ハ、之ヲ預リテ、利子ヲ付スルガ故ニ、苟モ餘剩ノ金錢アル者ハ、各地ノ貯金所ニ至リ、通帳ヲ受ケ

の心ゆめをもくくたふ多中なうくをまふり経才あふん
唐の程も書名がうくまのさ返答よ及びたが惶謹を

十一月五日

細川越中守

松平越後守様

字解

入部

大名ノ領内ニ
莊ムコトナリ

御門葉

一族ノコトナリ越後守ノ
祖ハ徳川氏ヨリ出タリ

注意

銀臺ハ肥後熊本藩主細川重賢ノコトナリ賢徳アリ其別館江戸ノ白
銀臺ニアリシヲ以テ世ニ銀臺侯ト稱ス天明五年薨ズ年六十八ナリ

第二十二章 畏き大御心

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾
フとい、勅語の末文に宜ませつる、いとく畏き大御心あり、拳
々とい、物を捧げもつ貌をいひ、服とい、着くるまをいひ、膺とい
胸のことなり、させば拳々服膺といふ意は、御先祖の御遺訓
を謹み守りて、大切ふこれを胸のあたりに着くるやうに、暫く

も身を離さざりて能く其教を守るをいふなり、抑あの世界に
獨立して萬國と交り殊に國體の精華を輝かして、強くたけき
國々も我が國を窺をんと、の念を絶ち、遠き小き國までも、來り
て我に交際を求むるに至り、い、全國の人心一致して、上下と
も一體となり、少くも他より隙を窺ふべき所なきをいふなり、又
その教育の仕向け、い、常に人民の心を一にして、我が國を
強盛ならしめんことを目的とさればなり、若國に斯く一致
して團結せる教育法無くば、遅かれ早かれ、必衰亡せん、いと、
古今の歴史に照し見ば、明白にして、火を觀るが如し、させば、畏
くも至尊とい、深くこの處に御心を注がせ給ひ、これ等人民と
共々に、斯の道を守りて、同ドく心を一にして、力を合せて、あ、の國
の盛大富強あらんことを望ませられたるなり、嗚呼我が天皇

ハ既ニ御先祖の御遺訓に基きて、こ等臣民の謹み守るべき人倫の大道を示し給ひ、こ等臣民をして、上の天皇に對し奉りて、忠良の民たらしめ、下のこれ等が先祖の遺しおける風俗を顯彰せよきとを諭し給へり。我が帝國の臣民たるもの、斯く深く厚き御心のほどを仰ぎ奉りまば、いあでか感泣せざるものあらん。

勅語

朕惟フニ我ガ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我ガ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ是レ我ガ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ボシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ

以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ閱キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ是ノ如キハ獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

第二十三章 協力及分業ノ利益

人ハ一物ヲモ創造スルコト能ハスト雖能ク天地間ノ諸勢力ト諸物質トニ就キ之ヲ變化シテ人世ノ用ニ供セシムルコト

ヲ得ルモノナリ。物既ニ變化ヲ受ケテ、人世ノ用ヲ為スニ至ルトキハ、之ヲ他物ト交換シテ、價直ヲ有スルニ至ルベシ。然ルトキハ、此物ヲ稱シテ富ト云フ。故ニ富ヲ生ズルニハ、自然カト人カトヲ要スル者ナリト知ルベシ。一タビ自然カト人カトヲ合セテ、富ヲ生ジタル後、此富ヲ用井テ、更ニ他ノ富ヲ生ズル用ニ供スルトキハ、之ヲ資本ト云フ。資本モ亦富ヲ生ズルニ缺クベカラザル者ナルガ故ニ、通例ハ土地ト、勤勞ト、資本トヲ以テ、生産ノ三要物ナリト云ヘリ。土地ト勤勞トハ、即自然カト人カトヲ云フナリ。

人ノ富ヲ生ズルニハ、其方法ニヨリ、能ク同一ノ勤勞ヲ以テ、多量ノ富ヲ作ルコトヲ得ル者ナリ。例ヘバ物ヲ運ブニ、車ヲ用井ルトキハ、之ヲ擔フニ比スレバ、頗多量ノ物ヲ運ビ得ベキガ如シ。總ベテ器械ト稱スルモノハ、人カヲ省キテ、能ク少許ノ勤勞ヲ以テ、多量ノ富ヲ生ゼシムル者ナリ。然ルニ敢テ器械ヲ用井ルコトナクシテ、生産力ヲ増サシムル方法モ、亦之無キニアラズ。協力及分業ノ如キ是ナリ。

協カトハ、衆人ノカヲ合セテ、共ニ一事ヲ為ス方法ニシテ、其類ニアリ。一ヲ單純協カト云ヒ、一ヲ複合協カト云フ。單純協カトハ、衆人同一時ニ同事ヲ為ス協カニシテ、例ヘバ一二人ニシテハ、能ク動カスベカラザル重物ヲ、七八人ノカヲ合セテ、運動セシムルガ如シ。此協カモ、生産上必要ナレドモ、之ヲ複合ノ協カニ比スレバ、其利益未甚多カラザルナリ。

複合ノ協カトハ、若干ノ人數皆同時ニ各別ノ事ヲ為シテ、能ク一物ヲ造出スル方法ヲ云フ。例ヘバ家ヲ構フルニ一人ハ基礎

ヲ据エ一人ハ柱梁ヲ造リ、一人ハ壁ヲ塗り、一人ハ屋瓦ヲ葺キ、一人ハ裱褙ヲ作ルガ如シ。此ノ如ク各業ヲ分チテ、一事ヲ營ムガ故ニ、世人多クハ之ヲ複合ノ協カト云ハズシテ、分業ト稱セリ。畢竟分業ト複合ノ協カトハ、其名異ナリト雖、其實ハ更ニ異ナルコトナキナリ。

分業ノ利益ハ、英國ノ學者、アダム、スミス氏ノ始テ主唱セシ所ニシテ、爾後經濟學者、頗ニ之ヲ研究セリ。故ニスミス氏ハ、分業ノ主要ナル利益ヲ分チテ、三トナシタリシガ、現今ニ至リテハ、尚許多ノ利益アルコトヲ信ズルニ至レリ。今其主要ナル者ヲ、左ニ列擧スベシ。

分業第一ノ利益 分業法ノ第一ノ利益ハ、工人ノ熟練ヲ増スニアリ。試ニ都府ノ製造所ニ於テ、分業ノ為ニ得タル工人ノ

手練至妙ナルヲ見バ、實ニ嘆美スルニ餘リアルベシ。例ヘバ洋筆ノ製造場ノ如キ、其機械ヨリ造リ出ス所ノ洋筆ヲ取ルヲ以テ、一人ノ専務トシ、其迅速ナルハ、傍觀人モ、僅ニ手ノ運動ヲ認メ得ルニ過ギザルガ如キモノアリ。斯ク工人ノ手練ヲ得ル所以ハ、全ク一科ノ業ヲ専務ト為スニヨルナリ。

分業第二ノ利益 此工事ヨリ彼工事ニ移ラザルヲ以テ、工人ガ得ル所ノ利益ハ、鐵道ノ停車場ニ於テ、常ニ衆庶ノ目撃セラル景況ヲ擧ゲテ、之ヲ辨明スベシ。彼汽車ノ燈ヲ取卸ス状態ヲ看ヨ。一人ハ車ノ頂上ニ昇リテ燈ヲ取り、他ノ一人ハ、其車下ニ在リテ之ヲ受ケ、直ニ燈箱ニ納メ、僅ニ一二秒時間ニシテ、三四十個ノ燈ヲ撤去セリ。若然ラズシテ、一人ニシテ此ニ從事シ、二十個ツ、ノ燈ヲ提携シテ、或ハ昇リ或ハ降ラバ、兩人ニシテ五

秒時間ニ爲シ得ベキ業ノ爲ニ、半時間餘ヲ費スベシ。

分業第三ノ利益 分業第三ノ利益ハ、即勤勞ヲ容易ニシ、之ヲ節減シ、一人ニシテ多人數ノ工事ヲ爲サシムル機械ヲ發明セシムルニ在リ。是ニ就キテ、著シキ一例アリ。ワット氏ノ構成シタル蒸氣機關ノ創業ニハ、童子ヲ使役シテ、其辨ヲ開閉セシメタリ。是童子ガ專務ノ事業ナリキ。一童子思ヘラク、若吾手ヲ用井ズシテ、之ヲ開閉スル工夫ヲ爲サバ、我去リテ友侶ト遊ブヲ得ベシト。此一念ヨリシテ、遂ニ辨ノ自開閉スル機械ヲ創作スルニ至レリ。是百事ニ老練ナル機械師モ、未覺知セザリシ工夫ニシテ、人ノ手ヲ假ラザルモ、適宜ノ時刻ニ、辨ヲ開閉シテ、自動ク機關ナリ。

分業第四ノ利益 以上ハアダムスミス氏ガ分業ノ三利益

トシテ説キタル者ナリ。然ルニ、バツベーヂ氏、其遺漏ヲ補ヒ、更ニ一條ヲ加ヘテ曰フ、工人ヲシテ、各其所長ノ業ヲ專務ト爲サシムルハ、分業第四ノ利益ナリト。今之ヲ彼硝子盃製造ニ就キテ説明センニ、硝子盃ニ精巧ノ模様ヲ彫刻スルニ、不練ノ工人ヲ使役スルハ、全ク無益ノ事ナルベシ。又僅少ノ賃銀ヲ收ムル少年ニモ、能ク爲シ得ベキ工事ヲ爲サシムル爲ニ、許多ノ賃銀ヲモ收ムベキ妙手ノ工人ヲ使フハ、甚シキ浪費ト謂ハザルベカラズ。

外國貿易ハ分業ナリ 抑、分業ノ行ハル、所ハ極メテ夥多ニシテ、唯工場及製造局ノミニ限ラズ、其及ボス所ノ區域ハ、甚廣シ。外國貿易ハ、即分業ノ旨義ヲ皇張セシモノナリ。從來彼國ト此國トノ間ニ於テ、恰堤墻ヲ築キシ如ク、各國共ニ制度法律

ヲ設ケテ貿易ヲ妨礙シ之ガ爲ニ已ヲ得ズ本國ノ製造品ノミ
ニ依頼セシガ近年ニ至リ漸此制度ヲ廢棄シ國ト國トノ間ニ
貿易ヲ開キシニ由リ各國ノ人民ハ各天然ニ其利ヲ享有セル
物品ヲ生産シテ互ニ相裨益スルコトヲ得ルニ至レリ。

字解

裨福フスマシヤウ
シノコト

問答

富トハ何ヲ云フヤ。生産ノ三要物ハ何ナリヤ。機械

ヲ用井ルニアラズシテ生産力ヲ増サシムル主要ナル原因
ヲ問フ。協力ニ二種アリ之ヲ詳説セヨ。複合協カト分業
ト區別アリヤ。分業ノ主要ナル利益ヲ舉ゲヨ。

第二十四章 食物消化ニ關スル衛生

齒 今齒ヲ以テ醋ノ中ニ浸ストキハ其之ガ爲ニ溶化セラ
ルコト猶骨ヲ醋ノ中ニ浸シタルトキノ如クナルベシ。人ノ口

中ニハ常ニ一種ノ酸類ヲ生ズルガ故ニ此理ニヨリテ齒ヲ腐
蝕スル者ニシテ口中ニ疾アルトキハ殊ニ甚シトス。故ニ漸ク
其齒ヲ腐爛シテ遂ニ大痛ヲ發シ齒科醫ノ治療ヲ請ハザルベ
カラザルニ至ルナリ。之ヲ豫防スル方ハ日々齒磨キ刷子ヲ以
テ其齒ヲ洗ヒ食後及就寢ノ際ニハ務メテ其口ヲ嗽グニ在リ。
總ベテ病ヲ未發ニ豫防スルハ既ニ病ミシ後ニ之ヲ治療スル
ヨリ甚容易ナル者ナリ。

食物 平生ノ食事ニ規定ヲ立テ務メテ善良ノ物ヲ擇ヒテ之
ヲ食ヒ其過食ヲ戒ムルトキハ能ク諸病ニ遠ザカルコトヲ得
ル者ナリ。過食スルトキハ必不消化ヲ來タシテ常ニ嘔氣ヲ存
スベシ。不熟ノ果物ヲ食スルトキハ疝氣ヲ招キテ腸ニ強痛ヲ
發スルハ人ノ能ク知ル所ナリ。又常ニ胃ヲ使用スルニ過ギ或

ハ不良ノ物ヲ食スルニ慣ル、トキハ其害一時ニ止マラズ、甚シク腸胃ヲ害シテ、不消化病ヲ來タスベシ。人此病ニ罹レバ、身體ノ健康ハ復望ムベカラズシテ、精神モ亦常ニ沈鬱セザルコトヲ得ズ。實ニ不消化病ノ人ハ、自不幸ニ陷ルノミナラズ、又其傍人ヲシテ、快カタラシムルモノナリ。

食物ニハ、動物ヨリ取ルモノアリ。肉類、卵、牛乳、及牛乳ヨリ製セシ諸食品是ナリ。是等ハ、皆含窒素性ノ食品ト稱シテ、人ノ生長スル際、又ハ病後ノ衰弱ヲ回復スル際ニ當リテ、體ノ組織ヲ造ルニ要用ナル者ナリ。又植物類ノ食物ハ、大抵澱粉質ニ屬ス。麩包シヤカクイモ、馬鈴薯ノ如キ是ナリ。然レドモ、含窒素性ノ植物モ亦少ナシトセズ。豌豆、蠶豆ノ如キ是ナリ。脂肪ハ動物ヨリ得ル者ナレドモ、窒素質ニアラズ。澱粉ト脂肪トハ、動物ノ熱ヲ造ルニ要用ナル者ナリ。

ル者ナリ。

食物中、肉類ハ殊ニ能ク熟煮セザルベカラズ。煮ルコト愈熟スレバ、愈容易ニ消化スベシ。加之、肉類中ニハ、往々微小ナル生物ヲ存シテ、人ノ爲ニ大害ヲ爲スコトアルガ故ニ、煮テ之ヲ殺サザルベカラズ。夏日ニ當リテ、不淨ノ水ヲ飲ムコトノ危険ナルモ、亦此微生物アルガ爲ナリ。

壑ツツ扶斯 便所ヲ去ルコト遠カラザル井水、又ハ泉水ヲ飲ムハ極メテ危険ナリ。蓋種々ノ液體ハ便所ヨリ地中ヲ浸透シ、毒ヲ傍近ノ井中ニ混ズルガ故ニ、之ヲ飲ムトキハ、動モスレバ、窒扶斯ニ罹ルナリ。故ニ細心ニ之ヲ豫防スベキナリ。

毒 胃ニハ善良ノ食ト、不良ノ物トヲ、識別スベキ能アラザルガ故ニ、其中ニ來レル者ハ、皆之ヲ吸收シ、有用食物モ、藥劑モ、身

命ヲ奪フベキ毒物モ、更ニ之ヲ區別スルコト無シ。故ニ誤リテ毒物ヲ嚥下シタルトキハ、空シク醫師ノ來ルヲ待タズシテ、速カニ之ヲ吐出スベシ。此ノ如クスルトキハ、未毒ヲ吸收セザルニ及ビテ、胃中ヨリ之ヲ去ルコトヲ得ベシ。毒ヲ吐出セシムル簡單ノ方法ハ、多量ノ溫湯ヲ飲ミ、人ヲシテ凡又ハ長キ羽ヲ以テ、其喉頭ヲ摩擦セシムルニ在リ。

解毒劑ニシテ、各種ノ毒ヲ消解スルニ足ルベキモノナシ。唯常ニ用キテ、危險ノ患ナク、且要用ノ際ニ臨ミ、極メテ得易キ者アリ。牛乳及鷄卵ノ白部ノ如キ是ナリ。

藥劑 毒ヲ吐カシムル所ノ藥劑ヲ吐劑ト云ヒ、腸ヨリ液體ノ洩出ヲ多カラシムル所ノ藥劑ヲ下劑ト云フ。又下利ヲ止ムル藥劑アリ。興奮劑ハ、生器ノ活動ヲ増サシムル藥劑ニシテ、麻醉

劑ハ、其活動ヲ減ジ、殊ニ神經ヲ耗セシムル藥劑ナリ。然レドモ、生器若鼓舞セラレテ、其活動ヲ増ストキハ、之ニ次ギテ生ズル疲勞モ、亦強カラザルヲ得ズ。故ニ興奮ノ後ニハ、必委頓アリ、屢興奮劑ヲ用井ルトキハ、其生力ヲ弱クシ、身體ヲ衰廢セシムベシ。常ニアルコホールヲ用井ル者ハ、初ニハ消化ノ生器ヲ興奮スルノ効アリト雖、終ニハ消食器ノ健康ヲ破リ、消化ヲ害シ、食物ノ同化ヲ妨ゲテ、全身壯健ナルコトヲ得ザルニ至ル。茶及珈琲ハ、共ニ興奮劑ナレバ、是亦過用スルトキハ、消化ヲ害スルニ至ルベシ。格魯兒阿片及烟草等ノ麻醉劑モ、其作用ヲ神經ニ及ボストキハ、亦頗消化力ヲ害スルモノナリ。

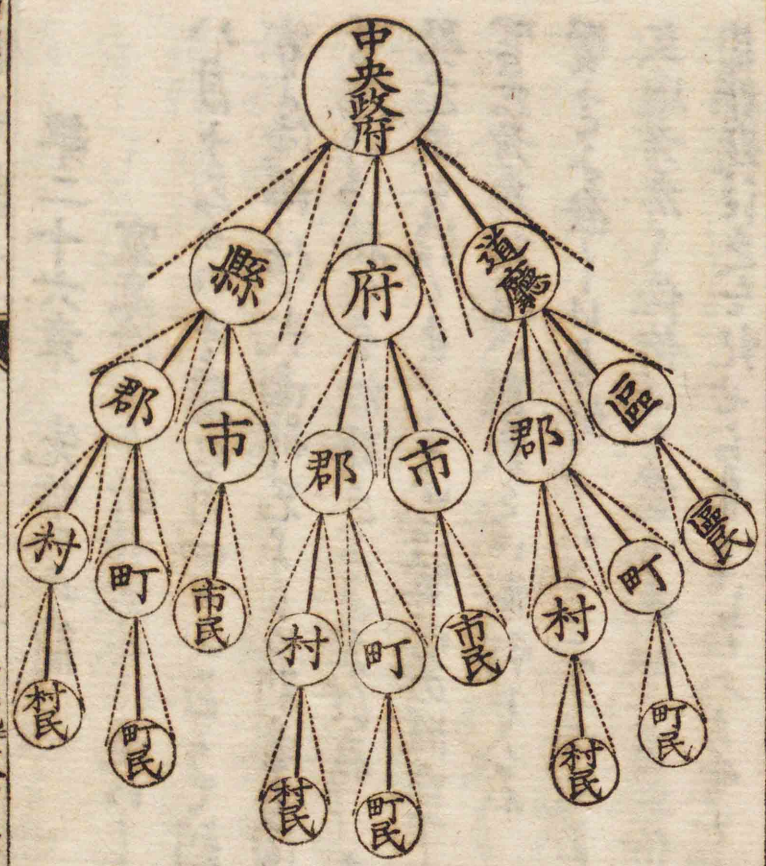
人々藥劑ヲ要スルニ當リテハ、必醫ニ就キテ、之ヲ求ムベシ。世ニハ人ニ過ギタル智識ヲモ有セズシテ、能ク百事ニ通ジタリ

ト自許ス者ナキニアラズ。是等ノ人ノ言ヲ聞クハ甚危険ナルヲ免レズ。

第二十五章 行政區劃

立法ノ事ハ帝國議會之ニ參與シテ至尊之ヲ行ハセ賜ヒ行政ノ事ハ國務大臣詔命ヲ奉ジテ之ヲ施行セリ。然レドモ全國ノ地數百里ノ遠キニ達シ人民ノ衆キ四千萬ノ上ニ出デタリ。之ヲ統轄スルニ一ノ中央政府ノミヲ以テスベキニアラズ。故ニ全國ヲ四十七行政區トシ道廳府縣廳ヲ置キ長官知事ヲ任ジ内務大臣ノ指揮監督ヲ受ケテ政令ヲ管内ニ施行セシム。而シテ此區劃モ廣袤尚數十里ニ亘リ僻遠ノ地政令ノ施行ニ便ナラザルヲ以テ更ニ之ヲ若干區ニ分チ郡役所ヲ置キ郡長ヲシテ知事ノ指揮監督ヲ受ケ部内ニ政令ヲ施行セシム。而シテ更

ニ郡ヲ區分シテ市町村トシ市長町村長ヲ置ケリ。市長ハ知事ノ指揮監督ヲ受ケ町村長ハ郡長ノ監督ニ屬セリ。是ニ於テ中



央政府ノ命令ハ先府縣廳ニ至リ此ヨリ郡役所或ハ市廳ニ達シ郡役所ハ更ニ之ヲ町村役場ニ達シ始テ人民ニ傳達ス。其狀ヲ圖解スレバ略上ニ示シタルガ如シ。

第二十六章 先哲の手簡

室直清より新井君美に遺りし書

八月十三日の書猶九月四日よりて到來亦拝見仕りし何
方より淹滞仕式南部兄よりりの副書も同日よりては拜見先
考履清務の旨欣躍之よりるに存なりは之れ公務殷
繁左難を以てせざる由は賢勞の隆盛なりは先頃進呈仕
軍考考序相違に懸懸之は謝詞記入存し奉りてをせども頗
賢之よりるに存仕せしむる多幸の至り存しなりは同
父通考考之倭仰せを蒙り番細書辨仰下され且又前幅小
目録題注之を記せられしを承り入らせしむるに儀と存しなり
は懸懸技窮し中をべくは先妙何様を操里仕て進呈
指致を更くべく存

一尚仲秋上丁の釋菜 先聖廟へ而拝福之儀亦細仰せ
下され亦仕合は存し奉りて凡吾堂之士亦在之其甚感動
之よりるに儀に存しなりは先聖考考崇し礼を古
ふこと此後天下の身目を新し仕るべくは是より進呈
を仰ぎなるの外他ありは且近年藩國衰弊以ての外よりる
東西亦亦華奢日盛に在故列必も生風より成り物
價騰貴のよりの先物にて進呈多端に送呈の由存ありと
と中を倭お續きは故士は為福を減し民は為賦を倍し是を
士民の窮極蓋し由存し是餘弊とふ未だ已まざるもの是ハ
強幹弱枝の業と申すは之れなりは聖代四海一家の倭より
存へば左様もて之れを留め存しなりは畢竟古言日く
存り成りしは自然なるやうなる物とお免え申すは亦

賄賂治寒がり此一子よては諸國のくつるぎやを依大形お
らばは以上六套靡を抑へらば恭信を崇ひられ去本の役目よ
息み衣食之源日よ開けらて大饒安泰の所代よ務り成り
は程よを托人の憂を賜し中を迄おほ座る世係器殿の徒よは是
等の役ともよ語るよたよばは昔先には非どハ事てこの此よ及び中
まへくは哉此一覽の援字中よ扱せよせよきよとくは

一田鶴橋佳章の傳示辱なく存りたり何れも古雅不相
見え殊重よ存りたり就中寶鏡暈生書來為隣りやとをとり
く存りたりは和顔と事仰せ下されは是命然し難くはよ
付よ跡和はて進下中よ忍あがりお違せよせ下さよとくは
本詩顔字巧妙の愛ハ中よ和顔叶ひ難くは人よ腐材を更仕
るべく極も之あくるは此高棟の和唐人早朝大明宮作の詩

を見中よてハ枝藤よ堪へざりよこの鱗よ做ひよるよ幅よ
書き付けらて之を進呈仕りし下略

一覽九左衛門四中左源左への由状をお違中よ左源左への相
屋中よ九左衛門ハ候家用事よ付只を系仕よあり一類は
中よ遣りし中よ早遣便よ系少くせし中よをくは端は水へ
中よ傳も系部人中よ遣りよくは只を系へ務りゆり中よ
系よ後回の時を暇しは故を再拜

九月十八日

室新介
直清花押

新井抄解由様

唐前

字解

上丁釋菜

八月ノ上ノヒノトノ
日ニ孔子ヲ祀ルコト

高等斤賣本

下篇高四卷

百三

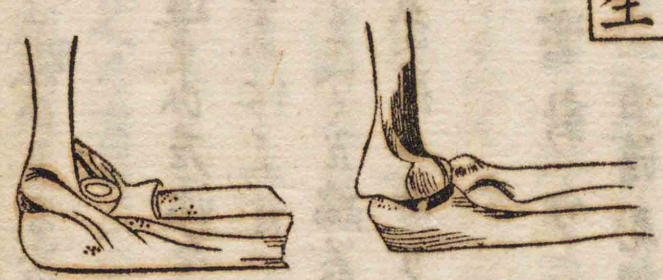
教育書專賣所 普及及

注意 室直清ハ鳩巢ト號ス、備中ノ人ニテ木下順庵ニ學
 プ、學術醇正ニシテ君子ノ風アリ、後徳川幕府ノ侍講ト
 ナル、享保十九年ニ没ス、年七十七ナリ。

第二十七章 關節及骨ニ關スル衛生

關節トハ二三ノ骨ノ一所ニ集マリテ、
 相結合スル所ヲ云フナリ。此部分ニ於
 テハ骨ノ運動ヲ自在ナラシメンガ爲
 ニ、其末端ハ鮮麗ニシテ滑ラカナル軟
 骨ヲ成シ、常ニ液アリテ之ヲ潤セリ。又
 關節ヲシテ十分確固タラシメンガ爲
 ニ、骨ト骨トノ間ニ、靱帶ト稱スル筋狀
 ノ線帶アリテ、縱横ニ之ヲ縫合セリ。然

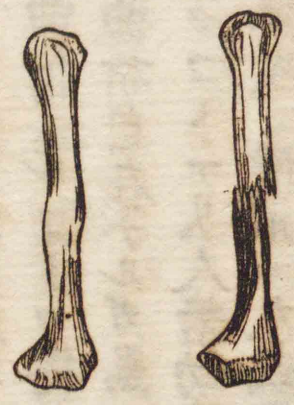
關節



レドモ總ベテ關節ハ、其作用ノ異同ニ從ヒテ、其形狀ヲ一ニセ
 ス。

骨ノ損傷 激シキ衝擊ニ逢フカ、又ハ高所ヨリ墜下シタル
 等ニヨリ、骨ヲ破壊スルコトアリ。之ヲ骨ノ損傷ト云フ。然ルト
 キハ、醫家ハ破レタル骨ノ兩端ヲ結合シ、添木ト稱スル木片ヲ
 擬テ、布ノ繃帶ヲ以テ、之ヲ卷キ、毫モ患部ヲ動カスコト能ハザ

骨ノ損傷

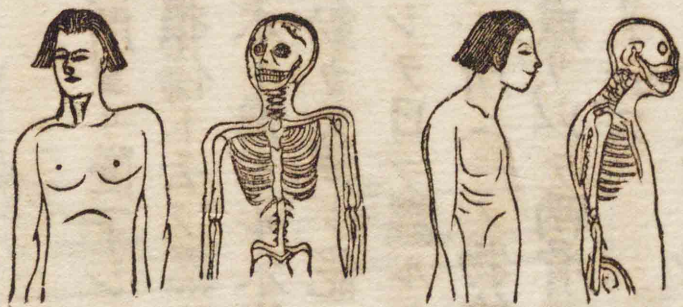


ラシム。此ノ如クシテ日ヲ經ルトキ
 ハ、兩端ノ相會スル所ニ、一ノ物質ヲ
 生ジテ、遂ニ骨ト成リ、以テ兩骨ヲ固
 著ス。之ヲ新生骨ト云フ。

脊梁骨ノ傾曲 脊梁骨ハ許多ノ
 脊椎相連リテ成ルガ故ニ、運動頗自

在ナリ。是ヲ以テ、人々意ニ從ヒテ體勢ヲ曲折スルコトヲ得ルナリ。然レドモ、其曲折自在ナルガ爲ニ、却リテ危難ヲ招クコトアリ。人若幼時ニ當リテ、惡シキ態度ニ慣ル、カ、或ハ椅子ニ倚ルノ儀容正シカラズシテ、常ニ机ニ憑リ、或ハ一方ノ肘ニ偏靠スルコトアレバ、遂ニハ左右ノ肩ニ高低ヲ生ジ、脊梁彎曲シテ復直立スルコト能ハザルニ至ル。此ノ如クナルトキハ、體勢ノ美ヲ害スルコト、甚シカルベシ。故ニ學校ノ教師ハ、特ニ生徒ヲシテ一齊ニ机上ニ整列

不正ノ體勢



セシメ、若其體ヲ曲グル者アレバ、忽之ヲ責ムルナリ。サレバ、人々宜シク此理ヲ考ヘ、務メテ體勢ヲ正シクスベキナリ。

關節ニ受ケタル害 強ク關節ノ靱帶ヲ張ルカ、或ハ足ヲ失シタル等ニ由リ、關節ニ害ヲ受クルコトアリ之ヲ挫傷ト云フ。又靱帶ヲ破ルコト甚シクシテ、骨ノ位置ヲ亂ルコトアリ。之ヲ脱骨ト云フ。挫傷ハ休息シテ時ヲ經ルトキハ、多クハ自愈ルモノナリ。然レドモ、脱骨シタルモノニ至リテハ、速カニ治療ヲ加ヘ、骨ヲシテ適當ノ位置ニ復セシメザルベカラズ、若數日ヲ過クルトキハ、之ヲ治スルコト甚難ク、又後ル、コト數週日ナレバ、遂ニ之ヲ治スル道ナクシテ、終身不具ノ人トナルベシ。骨ヲ損傷シ、或ハ關節ヲ挫折シテ、之ヲ治セズ、自然ニ委セテ放置スルトキハ、唯ニ身體ノ美ヲ傷クルノミナラス、往々其生命ヲモ

失フニ至ルコトアリ。何トナレバ關節内ニ水ヲ生ジ骨ハ其厚
ヲ増シテ、遂ニ白腫ト稱フル大患ヲ招クニ至レバナリ。故ニ此
ノ如キ時ニハ、速カニ醫ニ就キテ、治療ヲ請ハザルベカラズ。

第二十八章 少年ノ文學者

少時ノ才名ハ、頼ムニ足ラズ、大器ノ晚成ハ、真ニ偉トスベキナ
リ然レドモ寒中ニ出ヅル筈ハ、小ナリト雖、人之ヲ珍トシ、春ニ
至リテ市ニ上ル筈ハ、大ナルモ亦之ヲ顧ミル者少キガ若ク、老
成人ノ事業ハ、世ノ人ノ注意ヲ惹キ起スコト少ケレドモ、少年
ノ才子ハ、之ヲ嘆賞スル者多シ。其人モ亦世人ノ已ヲ嘆美スル
ヲ見テ、自然ニ驕傲ノ念ヲ生ジ、天賦ノ良才ヲ懷キナガラ、志氣
薄弱ニ為リテ、遂ニ大器ヲ成ササルコト多シ。然ラザレバ、往々
身體虚弱ニシテ、中途夭折スルコトヲ免レズ。山田正朝ノ如

キ者ハ、蓋稀世ノ天才ナリ。而シテ蒲柳ノ弱質、遂ニ早世ノ患ア
リ、深ク惜ムベキコトナリ。

山田正朝ハ、麟嶼ト號ス、其家菅原氏ニ屬スルヲ以テ、自菅麟嶼
ト稱セリ。生レテ警悟ナリ、固ヨリ玩弄物ヲ好マズ。四五歳ニシ
テ、能ク野史ヲ讀ミ、七歳ニシテ、四書五經ノ句讀ヲ父ニ受ケタ
リ。是ヨリ後、復課督ヲ煩サズ、日夜誦讀シテ、經史ヲ研究シ、物徂
徠ニ就テ業ヲ受ケ、古文辭ヲ學ビ、旁樂律ニ嫻フ。其才學超絶、殆
老成ノ若シ、記聞益博ク、名譽益隆ナリ。人之ヲ神童ト呼ビ、敢テ
名イハズ。

十三歳ノ時、老中水野忠定ノ邸ニ於テ、試ニ國語ノ無點本ヲ
講説セシメシニ、講シ畢テ詩ヲ賦シテ曰ク

叨作登龍客 君侯有好顔

薰風高閣上 身似到蓬萊

ト又老中松平乘賢ノ邸ニ於テ試ミラレタル後ニモ詩ヲ作テ曰ク

君子退朝後 高雲錦席開

從容半日對 愧少孔融才

其他二老中ノ為ニ試ミラレ對盡ク當リシノミナラズ試後ニ詩ヲ賦シテ志ヲ述ベタリ。其事將軍ニ聞エシカバ命アリテ曰ク。賢官山田正芳ガ男正朝齒尚髫年ニシテ才茂ニ業勤メタリ。宜シク之ガ籛稟ヲ優ニシテ以テ其成ヲ玉ニスベシトテ歲俸二百石ヲ給ヒ且召シ見テ進講ヲ命ゼラレタリ。麟嶼乃上牋シテ恩ヲ謝セリ下ニ之ヲ載ス。

賜出身上牋

新進士出身ノ童子臣山田正朝誠歡誠懼頓首上言ス。臣聞久善ヲ嘉シテ而シテ不能ヲ矜ムハ仁德ノ至ナリト。臣幸ニ聖朝ノ時ニ生レ夙ニ嘉善ノ寵ヲ被レリ。是歲某月日特ニ有司ニ命ジ臣ヲ試ムルニ書ヲ讀ミ詩ヲ賦スルコトヲ以テシ問辨對策セシム繼デ恩旨ヲ奉ジ召シ見テ進士出身俸二百石ヲ賜ヒ博士ノ員ニ補セラル。知ラズ臣ノ先世何ノ功德有リテ今日此ニ膺レルコトヲ。闔門恩ニ感ジ瞻仰已ムコト無シ。臣九死スト雖能ク萬一二答ヘンヤ。臣誠歡誠懼頓首頓首伏シテ惟ミレバ殿下德千古ニ超エ仁萬方ニ遍シ士ヲ勉メシムルニ勤ヲ以テシ民ヲ率キルニ儉ヲ以テシ草茅ノ讜議ヲ納レ金石ノ遺文ヲ詢フ。人ヲ造ルノ念殊ニ深ク學ヲ勸ムルノ心急ラズ。今臣童子ヲ舉ゲテ之ヲ海内ニ旌ス洵ニ常情ノ測

ラレザル所其亦古人隗ヨリスルノ意カ。海内ノ士庶自任シテ深ク上意ノ在ル所ヲ知リ而シテ愈自奮勵シ家ゴトニ弦シ、戸ゴトニ誦シ靡然トシテ風ヲ成サバ則宏材偉器雲ノゴトク興リ星ノコトク離リ乃幼ニシテ英敏ナルコト臣二百倍スル甘羅孔融ノ如キ者歳ゴトニ貢シ月ゴトニ出デ以テ盛代文明ノ化ヲ標スルコトアルニ至ラン此人子一生ノ大功古今之ヲ難トス臣生レテ十三蒙昧謏劣固ヨリ録スルニ足ルコト無シ八九歳ヨリ猥ニ經史ヲ嗜ミ外戲ヲ好マズ臣ノ父亦其性トスル所ヲ聽シ責ムルニ本業ヲ以テセズ藏ムル所ノ外歳ゴトニ幾箱ノ卷帙ヲ致シ以テ之ヲ給ス臣因テカヲ讀誦ニ專ニスルコトヲ獲タリ但未師承ヲ定メズ彼此就テ問フノミ意ハザリキ一二年來謬テ幼學向フ所ノ稍等

輩ニ異ナルヲ以テ屢閭里ニ稱セラレ遂ニ上聽ヲ瀆シ叨ニ拔擢ヲ蒙リ父ノ業ヲ改メ別ニ門戸ヲ起サシメントハ是ニ於テ臣ノ名聲藉々焉トシテ朝野ニ満チ目クルニ神童ヲ以テス皆謂フ百年來未有ラザル盛事ナリト而シテ臣ノ父亦臣ノ故ヲ以テ人ノ為ニ歎羨セララル所謂名ヲ揚ゲ以テ父母ヲ顯ハス者臣今殿下ノ至德ニ頼リテ一旦ニ之ヲ致ス嗚呼臣ノ大幸ナリ實ニ當世匹無シ然リト雖臣立身ニ於テ甚安カラザルコト有リ何ゾヤ顧フニ臣ノ聲其情ニ過ギ任其器ニ非ラズ本無キノ譏ヲ負ヒ鍊ヲ覆ヘスノ憂ヲ抱ク今日ノ榮ヲ冒スト雖其異日ノ責ヲ奈セン是ヲ以テ自省ミ日夜戰兢仰テ鴻恩ヲ祈ル臣カ不能ヲ矜ミ假スニ歲月ヲ以テシ駑鈍ヲ竭サシメヨ則庶幾クハ成人ニ及ブ比粗一藝ニ通ジ上

ハ以テ國家尺寸ノ需ニ供スルコトアリ、下ハ以テ小臣涓埃ノ報ニ擬スルコトアラン。此臣ノ至願ナリ。臣感戴屏營ノ至リニ勝フルコトナシ、謹デ牋ヲ奉ジ、陳謝シテ以テ聞ス。臣正朝、誠歡誠懼、頓首上言ス。享保九年十二月新進士出身ノ童子山田正朝上牋ス。

麟嶼年僅ニ二十四ニシテ、痘ヲ病テ歿セリ。

字解

覆餗之憂

餗ハ糝即他物ト雜ヘテ煮タル米ノコトナリ、易ノ再折レ足覆公餗、云フ語ニ出ヅ、任ニ堪ヘズシテ事ヲ敗ルコトナリ

第二十九章 太宰春臺ノ端嚴

太宰純ハ信濃ノ人ナリ、春臺ト號ス。少時江戸ニ來リ、二侯ニ筮仕シタレドモ、皆志ヲ得ズシテ去リ、後敢テ復官セズ。初中野橋謙ニ從ヒ、性理ノ學ヲ爲ス、既ニシテ徂徠ガ一家ノ言ヲ爲スト聞キ、即其學ヲ棄テ、學ビ、遂ニ治經ヲ以テ、名一時ニ冠タリ。人

ト爲リ嚴毅端方ナリ。岩村侯ノ世子、延キテ師ト爲ス。其始テ至ルトキ、世子送迎セズ。春臺艱然トシテ曰ク、至賤ノ處士、烏ゾ敢テ貴人ニ傲岸セン。然リト雖、說ク所ハ、則聖人ノ道ナリ。苟モ道ヲ奉ズル者ハ、王公ト雖、禮セザルコトヲ得ズ。而ルニ其待ツ所ノ薄キコト甚シキハ、是余ヲ禮セザルニアラザルナリ、即道ヲ奉ゼザルナリ。道ヲ奉ゼザル者ハ、余復見ルコトヲ欲セズト。是ノ時ニ當リ、侯幕府閣老タリ。用捨窮達、皆其手ニ出ヅ。而シテ其言一モ忌憚スル所無シ。其家臣相議シテ曰ク、無禮トハ、渠自道フナリ。世固ヨリ儒士多シ、請フ更ニ他人ヲ招カント。世子之ヲ聞キテ曰ク、寡人過テリ、教ヲ師ニ受クルニ、何ノ挾ムコトカ之アラント。乃禮ヲ厚クシテ之ニ事ヘタリ。

菅麟嶼幼ニシテ、才氣颯發ス。年十三ニシテ、擢セラレテ幕府ノ

儒官ニ列ス。一時稱シテ奇童子ト爲ス。然レドモ卒ニ苗ニシテ秀デズ。春臺書ヲ與ヘテ之ヲ規砭シ、少クモ借サズ、其忠誠激切ナルコト、他人ノ及バザル所ナリ。其書ニ曰ク、

純足下ノ學ニ於ケルヲ觀ルニ、王公大人ガ學ヲ以テ戲ト爲シ、以テ日ヲ消スル者ノ如クナルコト無キヲ得ンヤ。夫足下布衣ニ非ズト雖、然レドモ儒生ナリ。不幸ニシテ早ク神童ヲ以テ聞エ、幸ニ國恩ヲ蒙リ、廩粟ヲ賜食シ、文學ニ列シ、朝請ヲ奉ズ、少シト雖、以テ務ムル所ヲ知ラザル可カラザルナリ。古人ニ童穉ニシテ日ニ六藝古文數千言ヲ誦スル者アリ、純足下ヲ識リシヨリ以來茲ニ數年ナリ。未足下ノ誦スル所アルヲ聞カズ、今日ヲ以テ前年ニ較ブルニ、亦未其進ム所アルヲ見ズ、而シテ進ム所ノモノハ吹笛ノミ、近來聲價頗減ゼシハ

豈徒然ナランヤ。程正叔言ヘルコトアリ、曰ク、人ニ三ノ不幸アリ、少年ニシテ高科ニ登ルハ一ノ不幸ナリト、足下ソレ諸ヲ思ヘ。且吾子冬ハ則霜雪ヲ畏レ、夏ハ則雷ヲ畏ル、一歳ノ内雷ト霜雪トヲ避クレバ、則其畏ル、コト無キ者幾ト希ナリ。古語ニ所謂首ヲ畏レ尾ヲ畏ルレバ身ソレ幾バクヲ餘スト、吾子之ニ近シ、純聞ク西域ニ無雷ノ國アリ、南方ニ八蠶ノ地アリト。吾子乃彼ニ生レズシテ、此ニ生ル、何造物ノ吾子ニ利アラザルヤ。予ハ則以為ヘラク、吾子ノ患、稟受ノ薄ニ由レリト雖、亦豈奉養太厚ク、安佚度ニ過グルヲ以テ、自其疾ヲ崇クスルニアラズヤト。吾子少ト雖、幸ニタビコレヲ思ヘ。

第三十章

弘道館ノ記

原漢文

弘道トハ何ゾ、人能ク道ヲ弘ムルナリ。道トハ何ゾ、天地ノ大經

ニシテ生民ノ須臾モ離ルベカラザル者ナリ。弘道ノ館ハ何ノ
爲ニシテ設ケシヤ。恭シク惟ミレバ、上古ノ神聖極ヲ立テ統ヲ
垂レ、天地位レ、萬物育セリ。其六合ヲ照臨シ、宇内ヲ統御スル所
以ノ者、未嘗テ斯道ニ由ラズンバアラズ。寶祚モ之ヲ以テ窮リ
ナク、國體モ之ヲ以テ尊嚴ニ、蒼生モ之ヲ以テ安寧ニ、蠻夷戎狄
モ、之ヲ以テ率服セリ。而ルニ聖子神孫ハ、尚肯テ自足レリトシ
給ハズ。人ニ取リテ以テ善ヲ為スコトヲ樂ミ、乃西土ノ唐虞三
代ノ治教ノ若キモ、資リテ以テ皇猷ヲ賛ケ給フ。是ニ於テ斯道
愈大ニ愈明ナリ。而シテ復コレニ尚フルコトナシ。中世以降、異
端邪說、民ヲ誣ヒ世ヲ惑ハシ、俗儒曲學此ヲ捨テ彼ニ從ヒ、皇化
陵夷シ、禍亂相踵ゲリ。大道ノ世ニ明ナラザリシコト、蓋亦久シ
カリキ。我が東照宮、亂ヲ撥メ正ニ反シ、王ヲ尊ビ夷ヲ攘ヒ、允ニ

武ニ允ニ文ニシテ、以テ大平ノ基ヲ開ケリ。吾ガ祖威公、實ニ封
ヲ東土ニ受ケ、夙ニ日本武尊ノ人ト為リヲ慕ヒ、神道ヲ尊ビ、武
備ヲ繕ヒ、義公繼述シ、嘗テ感ヲ夷齊ニ發シ、更ニ儒術ヲ崇メ、倫
ヲ明ニシ名ヲ正シ、以テ國家ニ藩屏セリ。爾來百數十年世、遺
緒ヲ承ケ、恩澤ニ沐浴シ、以テ今日ニ至レリ。則苟臣子タル者、豈
ニ斯ノ道ヲ弘メ、先德ヲ發揚スル所以ヲ思ハザルベケンヤ。此
則館ノ設ケラル、所以ナリ。抑夫ノ建御雷神ヲ祀ル者ハ何ゾ、
其天功ヲ草昧ニ亮ニシ、威靈ヲ茲土ニ留ムルヲ以テ、其始ヲ原
子、其本ニ報イ、民ヲシテ斯道ノ由來スル所ヲ知ラシメント欲
スルナリ。其孔子ノ廟ヲ營ム者ハ何ゾ、唐虞三代ノ道、此ニ折衷
スルヲ以テ、其德ヲ欽シ、其教ヲ資リ、人ヲシテ斯道ノ益大且明
ナルハ、偶然ナラザルコトヲ知ラシメント欲スルナリ。嗚乎我

高等 斤 費 六 夏 五 教育書專賣所 書 及 合

が國中ノ士民夙夜懈ラズ、斯館ニ出入シ、神州ノ道ヲ奉ジ、西土ノ教ヲ資リ、忠孝ニナク、文武岐セズ、學問事業其効ヲ殊ニセズ、神ヲ敬シ、儒ヲ崇メ、偏黨スルコトアルコトナク、衆思ヲ集メ、群力ヲ宣ベ、以テ國家無窮ノ恩ニ報イバ、則豈徒ニ祖宗ノ志墜チザルノミナランヤ、神皇在天ノ靈モ、亦將ニ降り鑒ミントス。斯ノ館ヲ建テ、治教ヲ統ブル者ハ誰ゾ、權中納言從三位源朝臣齊昭ナリ。

字解 感ヲ夷齊ニ發シ、伯夷叔齊ハ人臣ノ義ヲ全クシテ首陽山トハ夷齊兩人ノ事跡ニツキタル人ナリ故ニ感ヲ夷齊ニ發シ、トハ重大ナルコトヲ覺悟シタルヲ云フ、撥亂撥ハ治ナリ撥善於春秋ト云フ、天功ヲ草昧ニ亮ニシ、撥亂撥ハ治ナリ撥句ニ出デタリ、天功ヲ草昧ニ亮ニシ、撥亂撥ハ治ナリ撥受ケテ功ヲ世ニ立、開ケザルトキ天ノ命ヲテタルコトナリ

注意 此篇ハ忠孝ノ道ハ本邦固有ノ道德トナリ、以テ萬邦ニ

秀出スル國體ヲ維持スルコトヲ説ケル者ナレバ、教師ハ一字一句ヲ忽ニセズ、之ヲ研究シテ、其主意ヲ兒童ニ解セシムルヤウニ工夫スベシ。又弘道館トハ水戸藩ノ學校ノ名ナリ。

明治廿七年三月廿二日
文部省檢定濟



明治廿六年七月二日印
同廿七年七月六日出版
同廿七年三月九日訂正再版
同廿七年三月十二日發行

定價	
編下	編上
四三二一	四三二一
貳拾肆圓	拾陸圓
貳拾肆圓	拾陸圓
拾肆圓	拾陸圓
拾肆圓	拾陸圓
拾肆圓	拾陸圓
拾肆圓	拾陸圓
拾肆圓	拾陸圓
拾肆圓	拾陸圓

編述者 西村正三郎

發行所 合資普及會

代表者 須永和三郎

發兌元 合資普及會

東京市小石川區久堅町七十四番地

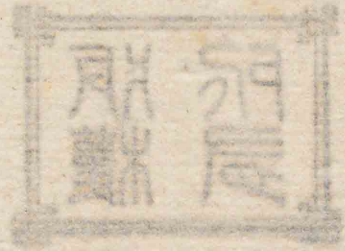
東京市日本橋區吳服町一番地

合資普及會社長

小學新讀本 下篇第四卷 終

高等小學 新讀本 下篇 第四卷 終

醫部全錄卷之三十一
文 補 家 錄 實 膏



同 同 同
廿三 廿三 廿三
日 日 日
廿三 廿三 廿三
日 日 日
廿三 廿三 廿三
日 日 日

同 同 同

醫部全錄
卷之三十一
文 補 家 錄 實 膏
同 同 同
廿三 廿三 廿三
日 日 日
廿三 廿三 廿三
日 日 日
廿三 廿三 廿三
日 日 日

Sukosung.

miokosimoray.

Asogai

Hiaakimaki

来木
助
次
郎